

< 參 考 資 料 >



## ① 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

昭和35年6月23日号外条約第6号

日本国及びアメリカ合衆国は、

両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し、

また、両国の間の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的安定及び福祉の条件を助長することを希望し、

国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、

両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、両国が極東における国際の平和及び安全の維持に共通の关心を有することを考慮し、

相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、

よつて、次のとおり協定する。

### 第1条

締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。

締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。

### 第2条

締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによって、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国との間の経済的協力を促進する。

### 第3条

締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

### 第4条

締約国は、この条約の実施に関して隨時協議し、また、日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。

### 第5条

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するよう行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執ったすべての措置は、国際連合憲章第51条の規定に従って直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執ったときは、終止しなければならない。

## 第6条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、1952年2月28日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

## 第7条

この条約は、国際連合憲章に基づく締約国の権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、どのような影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解釈してはならない。

## 第8条

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国により各自の憲法上の手続に従って批准されなければならない。この条約は、両国が東京で批准書を交換した日に効力を生ずる。

## 第9条

1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約は、この条約の効力発生の時に効力を失う。

## 第10条

この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたと日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。

もっとも、この条約が10年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後1年で終了する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

1960年1月19日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書2通を作成した。

日本国のために

岸 信介

藤山愛一郎

石井光次郎

足立 正

朝海浩一郎

アメリカ合衆国のために

クリスチャン・A・ハーター

ダグラス・マックアーサー二世

J・グレイアム・パースンズ

② 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（抄）

昭和35年6月23日号外条約第7号

日本国及びアメリカ合衆国は、1960年1月19日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条の規定に従い、次に掲げる条項によりこの協定を締結した。

第1条

この協定において、

- (a) 「合衆国軍隊の構成員」とは、日本国の領域にある間におけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍に属する人員で現に服役中のものをいう。
- (b) 「軍属」とは、合衆国の国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの（通常日本国に居住する者及び第14条1に掲げる者を除く。）をいう。この協定のみの適用上、合衆国及び日本国の二重国籍者で合衆国が日本国に入れたものは、合衆国国民とみなす。
- (c) 「家族」とは、次のものをいう。
- (1) 配偶者及び21才未満の子
- (2) 父、母及び21才以上の子で、その生計費の半額以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属に依存するもの

第2条

- 1 (a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第6条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第25条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。
- (b) 合衆国が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定の終了の時に使用している施設及び区域は、両政府が(a)の規定に従って合意した施設及び区域とみなす。
- 2 日本国政府及び合衆国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の取極を再検討しなければならず、また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと又は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。
- 3 合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。
- 4 (a) 合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとって有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限る。
- (b) 合衆国軍隊が一定の期間を限って使用すべき施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。

第3条

- 1 合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置

を執ることができる。日本国政府は、施設及び区域の支持、警護及び管理のための合衆国軍隊の施設及び区域への出入の便を図るため、合衆国軍隊の要請があったときは、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で、それらの施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることができる。

- 2 合衆国は、1に定める措置を、日本国の領域への、領域からの又は領域内の航海、航空、通信又は陸上交通を不必要に妨げるような方法によっては執らないことに同意する。合衆国が使用する電波放射の装置が用いる周波数、電力及びこれらに類する事項に関するすべての問題は、両政府の当局間の取極により解決しなければならない。日本国政府は、合衆国軍隊が必要とする電気通信用電子装置に対する妨害を防止し又は除去するためのすべての合理的な措置を関係法令の範囲内で執るものとする。
- 3 合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行なわなければならない。

#### 第4条

- 1 合衆国は、この協定の終了の際又はその前に日本国に施設及び区域を返還するに当たって、当該施設及び区域をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負わない。
- 2 日本国は、この協定の終了の際又はその前における施設及び区域の返還の際、当該施設及び区域に加えられている改良又はそこに残される建物若しくはその他の工作物について、合衆国にいかなる補償をする義務も負わない。
- 3 前記の規定は、合衆国政府が日本国政府との特別取極に基づいて行なう建設には適用しない。

#### 第5条～第9条（省略）

#### 第10条

- 1 日本国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対して発給した運転許可証若しくは運転免許証又は軍の運転許可証を、運転者試験又は手数料を課さないで、有効なものとして承認する。
- 2 合衆国軍隊及び軍属用の公用車両は、それを容易に識別させる明確な番号標又は個別の記号を付けていなければならない。
- 3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両は、日本国民に適用される条件と同一の条件で取得する日本国登録番号標を付けていなければならない。

#### 第11条～第15条（省略）

#### 第16条

日本国において、日本国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務である。

#### 第17条

- 1 この条の規定に従うことを条件として、
  - (a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服するすべての者に対し、合衆国の法令により与えられたすべての刑事及び懲戒の裁判権を日本国において行使する権利を有する。
  - (b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国領域内で

犯す罪で日本国の法令によって罰することができるものについて、裁判権を有する。

- 2 (a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服する者に対し、合衆国の法令によって罰することができる罪で日本国の法令によっては罰することができないもの（合衆国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権行使する権利を有する。
- (b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の法令によって罰することができる罪で合衆国の法令によっては罰することができないもの（日本国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権行使する権利を有する。
- (c) 2及び3の規定の適用上、国の安全に関する罪は、次のものを含む。
- (i) 当該国に対する反逆
- (ii) 妨害行為（サボタージュ）、諜報行為又は当該国の公務上若しくは国防上の秘密に関する法令の違反
- 3 裁判権行使する権利が競合する場合には、次の規定が適用される。
- (a) 合衆国の軍当局は、次の罪については、合衆国軍隊の構成員又は軍属に対して裁判権行使する第一次の権利を有する。
- (i) もっぱら合衆国の財産若しくは安全のみに対する罪又はもっぱら合衆国軍隊の他の構成員若しくは軍属若しくは合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の家族の身体若しくは財産のみに対する罪
- (ii) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪
- (b) その他の罪については、日本国の当局が、裁判権行使する第一次の権利を有する。
- (c) 第一次の権利を有する国は、裁判権行使しないことに決定したときは、できる限りすみやかに他方の国の当局にその旨を通告しなければならない。第一次の権利を有する国の当局は、他方の国がその権利の放棄を特に重要であると認めた場合において、その他方の国の当局から要請があったときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。
- 4 前諸項の規定は、合衆国の軍当局が日本国民又は日本国に通常居住する者に対し裁判権行使する権利を有することを意味するものではない。ただし、それらの者が合衆国軍隊の構成員であるときは、この限りでない。
- 5 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、日本国の領域内における合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕及び前諸項の規定に従って裁判権行使すべき当局へのそれらの者の引渡しについて、相互に援助しなければならない。
- (b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局に対し、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕についてすみやかに通告しなければならない。
- (c) 日本国が裁判権行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行なうものとする。
- 6 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、犯罪についてのすべての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出（犯罪に関連する物件の押収及び相当な場合にはその引渡しを含む。）について、相互に援助しなければならない。ただし、それらの物件の引渡しは、引渡しを行なう当局が定める期間内に還付されることを条件として行なうことができる。

(b) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、裁判権を行使する権利が競合するすべての事件の処理について、相互に通告しなければならない。

7 (a) 死刑の判決は、日本国法が同様の場合に死刑を規定していない場合には、合衆国の軍当局が日本国内で執行してはならない。

(b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局がこの条の規定に基づいて日本国領域内で言い渡した自由刑の執行について合衆国の軍当局から援助の要請があったときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。

8 被告人がこの条の規定に従って日本国当局又は合衆国軍当局のいずれかにより裁判を受けた場合において、無罪の判決を受けたとき、又は有罪の判決を受けて服役しているとき、服役したとき、若しくは赦免されたときは、他方の国の当局は、日本国領域内において同一の犯罪について重ねてその者を裁判してはならない。ただし、この項の規定は、合衆国軍当局が合衆国軍隊の構成員を、その者が日本国当局により裁判を受けた犯罪を構成した行為又は不作為から生ずる軍紀違反について、裁判することを妨げるものではない。

9 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、日本国裁判権に基づいて公訴を提起された場合には、いつでも、次の権利を有する。

(a) 遅滞なく迅速な裁判を受ける権利

(b) 公判前に自己に対する具体的な訴因の通知を受ける権利

(c) 自己に不利な証人と対決する権利

(d) 証人が日本国管轄内にあるときは、自己のために強制的手続により証人を求める権利

(e) 自己の弁護のため自己の選択する弁護人をもつ権利又は日本国でその当時通常行なわれている条件に基づき費用を要しないで若しくは費用の補助を受けて弁護人をもつ権利

(f) 必要と認めたときは、有能な通訳を用いる権利

(g) 合衆国政府の代表者と連絡する権利及び自己の裁判にその代表者を立ち会わせる権利

10 (a) 合衆国軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、第2条の規定に基づき使用する施設及び区域において警察権を行なう権利を有する。合衆国軍隊の軍事警察は、それらの施設及び区域において、秩序及び安全の維持を確保するためすべての適当な措置を執ることができる。

(b) 前記の施設及び区域の外部においては、前記の軍事警察は、必ず日本国当局との取扱いに従うことを条件とし、かつ、日本国当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、合衆国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲内に限るものとする。

11 相互協力及び安全保障条約第5条の規定が適用される敵対行為が生じた場合には、日本国政府及び合衆国政府のいずれの一方も、他方の政府に対し60日前に予告を与えることによって、この条のいずれの規定の適用も停止させる権利を有する。この権利が行使されたときは、日本国政府及び合衆国政府は、適用を停止される規定に代わるべき適当な規定を合意する目的をもって直ちに協議しなければならない。

12 この条の規定は、この協定の効力発生前に犯したいかなる罪にも適用しない。それらの事件に対しては、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定第17条の当該時に存在した規定を適用する。

## 第18条

- 1 各当事国は、自国が所有し、かつ、自国の陸上、海上又は航空の防衛隊が使用する財産に対する損害については、次の場合には、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。
  - (a) 損害が他方の当事国の防衛隊の構成員又は被用者によりその者の公務の執行中に生じた場合
  - (b) 損害が他方の当事国が所有する車両、船舶又は航空機でその防衛隊が使用するものの使用から生じた場合。ただし、損害を与えた車両、船舶若しくは航空機が公用のため使用されていたとき、又は損害が公用のため使用されている財産に生じたときに限る。

海難救助についての一方の当事国との他方の当事国に対する請求権は、放棄する。ただし、救助された船舶又は積荷が、一方の当事国が所有し、かつ、その防衛隊が公用のため使用しているものであった場合に限る。
- 2 (a) いずれか一方の当事国が所有するその他の財産で日本国内にあるものに対して1に掲げるようにして損害が生じた場合には、両政府が別段の合意をしない限り、(b)の規定に従って選定される一人の仲裁人が、他方の当事国の責任の問題を決定し、及び損害の額を査定する。仲裁人は、また、同一の事件から生ずる反対の請求を裁定する。
- (b) (a)に掲げる仲裁人は、両政府間の合意によって、司法関係の上級の地位を現に有し、又は有したことのある日本国民の中から選定する。
- (c) 仲裁人が行なった裁定は、両当事国に対して拘束力を有する最終的のものとする。
- (d) 仲裁人が裁定した賠償の額は、5(e)(i)、(ii)及び(iii)の規定に従って分担される。
- (e) 仲裁人の報酬は、両政府間の合意によって定め、両政府が、仲裁人の任務の遂行に伴う必要な費用とともに、均等の割合で支払う。
- (f) もっとも、各当事国は、いかなる場合においても1,400合衆国ドル又は504,000円までの額については、その請求権を放棄する。これらの通貨の間の為替相場に著しい変動があった場合には、両政府は、前記の額の適当な調整について合意するものとする。
- 3 1及び2の規定の適用上、船舶について「当事国が所有する」というときは、その当事国が裸用船した船舶、裸の条件で微発した船舶又は拿捕した船舶を含む。ただし、損失の危険又は責任が当該当事国以外の者によって負担される範囲については、この限りでない。
- 4 各当事国は、自国の防衛隊の構成員がその公務の執行に従事している間に被った負傷又は死亡については、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。
- 5 公務執行中の合衆国軍隊の構成員若しくは被用者の作為若しくは不作為又は合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故で、日本国において日本国政府以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権（契約による請求権及び6又は7の規定の適用を受ける請求権を除く。）は、日本国が次の規定に従って処理する。
  - (a) 請求は、日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に関する日本国の法令に従って、提起し、審査し、かつ、解決し、又は裁判する。
  - (b) 日本国は、前記のいかなる請求をも解決することができるものとし、合意され、又は裁判により決定された額の支払を日本円で行なう。
  - (c) 前記の支払（合意による解決に従ってされたものであると日本国の権限のある裁判所による裁判に従ってされたものであるとを問わない。）又は支払を認めない旨の日本国の権限のある裁判

所による確定した裁判は、両当事国に対し拘束力を有する最終的のものとする。

- (d) 日本国が支払をした各請求は、その明細並びに（e）(i) 及び(ii) の規定による分担案とともに、合衆国の当局に通知しなければならない。2箇月以内に回答がなかったときは、その分担案は、受諾されたものとみなす。
- (e) (a) から (b) まで及び2の規定に従い請求を満たすために要した費用は、両当事国が次とおり分担する。
- (i) 合衆国のみが責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、その25パーセントを日本国が、その75パーセントを合衆国が分担する。
- (ii) 日本国及び合衆国が損害について責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、両当事国が均等に分担する。損害が日本国又は合衆国の防衛隊によって生じ、かつ、その損害をこれらの防衛隊のいずれか一方又は双方の責任として特定することができない場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、日本国及び合衆国が均等に分担する。
- (iii) 比率に基づく分担案が受諾された各事件について日本国が6箇月の期間内に支払った額の明細書は、支払要請書とともに、6箇月ごとに合衆国の当局に送付する。その支払は、できる限りすみやかに日本円で行なわなければならない。
- (f) 合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本の国籍のみを有する被用者を除く。）は、その公務の執行から生ずる事項については、日本国においてその者に対して与えられた判決の執行手続に服さない。
- (g) この項の規定は、(e) の規定が2に定める請求権に適用される範囲を除くほか、船舶の航行若しくは運用又は貨物の船積み、運送若しくは陸揚げから生じ、又はそれらに関連して生ずる請求権には適用しない。ただし、4の規定の適用を受けない死亡又は負傷に対する請求権については、この限りでない。

6 日本国内における不法の作為又は不作為で公務執行中に行なわれたものでないものから生ずる合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本国民である被用者又は通常日本国に居住する被用者を除く。）に対する請求権は、次の方法で処理する。

- (a) 日本国の当局は、当該事件に関するすべての事情（損害を受けた者の行動を含む。）を考慮して、公平かつ公正に請求を審査し、及び請求人に対する補償金を査定し、並びにその事件に関する報告書を作成する。
- (b) その報告書は、合衆国の当局に交付するものとし、合衆国の当局は、遅滞なく、慰謝料の支払を申し出るかどうかを決定し、かつ、申し出る場合には、その額を決定する。
- (c) 慰謝料の支払の申出があった場合において、請求人がその請求を完全に満たすものとしてこれを受諾したときは、合衆国の当局は、みずから支払をしなければならず、かつ、その決定及び支払った額を日本国に通知する。
- (d) この項の規定は、支払が請求を完全に満たすものとして行なわれたものでない限り、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する訴えを受理する日本国裁判所の裁判権に影響を及ぼすものではない。

7 合衆国軍隊の車両の許容されていない使用から生ずる請求権は、合衆国軍隊が法律上責任を有する場

合を除くほか、6の規定に従って処理する。

- 8 合衆国軍隊の構成員又は被用者の不法の作為又は不作為が公務執行中にされたものであるかどうか、また、合衆国軍隊の車両の使用が許容されていたものであるかどうかについて紛争が生じたときは、その問題は、2（b）の規定に従って選任された仲裁人に付託するものとし、この点に関する仲裁人の裁定は、最終的のものとする。
- 9 (a) 合衆国は、日本国の裁判所の民事裁判権に関しては、5（f）に定める範囲を除くほか、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する日本国裁判所の裁判権からの免除を請求してはならない。  
(b) 合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に日本国法律に基づき強制執行を行なうべき私有の動産（合衆国軍隊が使用している動産を除く。）があるときは、合衆国の当局は、日本国裁判所の要請に基づき、その財産を差し押えて日本国裁判所に引き渡さなければならない。  
(c) 日本国及び合衆国の当局は、この条の規定に基づく請求の公平な審理及び処理のための証拠の入手について協力するものとする。
- 10 合衆国軍隊による又は合衆国軍隊のための資材、需品、備品、役務及び労務の調達に関する契約から生ずる紛争でその契約の当事者によって解決されないものは、調停のため合同委員会に付託することができる。ただし、この項の規定は、契約の当事者が有することのある民事の訴えを提起する権利を害するものではない。
- 11 この条にいう「防衛隊」とは、日本国についてはその自衛隊をいい、合衆国についてはその軍隊をいうものと了解される。
- 12 2及び5の規定は、非戦闘行為に伴って生じた請求権についてのみ適用する。
- 13 この条の規定は、この協定の効力発生前に生じた請求権には適用しない。それらの請求権は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定第18条の規定によって処理する。

#### 第23条

日本国及び合衆国は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族並びにこれらのものの財産の安全を確保するため隨時に必要となるべき措置を執ることについて協力するものとする。日本国政府は、その領域において合衆国の設備、備品、財産、記録及び公務上の情報の十分な安全及び保護を確保するため、並びに適用されるべき日本国法令に基づいて犯人を罰するため、必要な立法を求め、及び必要なその他の措置を執ることに同意する。

#### 第24条

- 1 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。
- 2 日本国は、第2条及び第3条に定めるすべての施設及び区域並びに路線権（飛行場及び港における施設及び区域のように共同に使用される施設及び区域を含む。）をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけないで提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行なうことが合意される。
- 3 この協定に基づいて生ずる資金上の取引に適用すべき経理のため、日本国政府と合衆国政府との間に取締を行なうことが合意される。

## 第25条

- 1 この協定の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と合衆国政府との間の協議機関として、合同委員会を設置する。合同委員会は、特に、合衆国が相互協力及び安全保障条約の目的の遂行に当たって使用するため必要とされる日本国内の施設及び区域を決定する協議機関として、任務を行なう。
- 2 合同委員会は、日本国政府の代表者1人及び合衆国政府の代表者1人で組織し、各代表者は、1人又は2人以上の代理及び職員団を有するものとする。合同委員会は、その手続規則を定め、並びに必要な補助機関及び事務機関を設ける。合同委員会は、日本国政府又は合衆国政府のいずれか一方の代表者の要請があるときはいつでも直ちに会合することができるよう組織する。
- 3 合同委員会は、問題を解決することができないときは、適当な経路を通じて、その問題をそれぞれの政府にさらに考慮されるように移すものとする。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この協定に署名した。

1960年1月19日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書2通を作成した。

日本国のために

岸信介

藤山愛一郎

石井光次郎

足立正

朝海浩一郎

アメリカ合衆国のために

クリスチャン・A・ハーター

ダグラス・マックアーサー二世

J・グレイアム・パースンズ

- ③ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊に関連する環境の管理の分野における協力に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

2015年9月28日

日本国及びアメリカ合衆国（以下「合衆国」という。）（以下「両締約国」と総称する。）は、共に1960年1月19日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「条約」という。）及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）に基づく日本国における合衆国軍隊（以下「合衆国軍隊」という。）は、日本国と極東における国際の平和及び安全の維持に寄与していることを確認し、

環境の管理の重要性及び当該管理が合衆国軍隊の駐留に関連する公共の安全に対する危険の管理（条約

第6条の規定に基づいて合衆国が使用を許される日本国内の施設及び区域（以下「施設及び区域」という。）又は当該施設及び区域に隣接する地域若しくは当該施設及び区域の近傍における汚染の防止を含む。）に貢献することを認め、

両締約国が環境の管理のために成功裡に取り組んできたこと（地位協定第25条1に規定する合同委員会（以下「合同委員会」という。）及び合同委員会の環境分科委員会その他の関連する分科委員会において長期間にわたり緊密に協力してきたことを含む。）を認識し、

2000年9月11日に両締約国により発表された「環境原則に関する共同発表」（合衆国軍隊により引き起こされた汚染の影響への対処についての合衆国の政策及び施設及び区域外の発生源により引き起こされた重大な汚染に対し関係法令に従い適切に対応するとの日本国の方針に言及していることを含む。）が成功裡に実施されていることを再確認し、

地位協定第3条3の規定に従い施設及び区域における作業が公共の安全に妥当な考慮を払って引き続き行われていることを再確認し、

地位協定を補足するこの協定を含む枠組みを設けることにより、環境の管理の分野における両締約国間の協力を強化することを希望して、

次のとおり協定した。

## 第1条

この協定は、合衆国軍隊に関連する環境の管理のための両締約国間の協力を促進することを目的とする。

## 第2条

両締約国は、施設及び区域又は当該施設及び区域に隣接する地域若しくは当該施設及び区域の近傍における公共の安全（人の健康及び安全を含む。）に影響を及ぼすおそれのある事態に関する入手可能かつ適当な情報を相互に提供するため、合同委員会の枠組みを通じて引き続き十分に協力する。

## 第3条

1 合衆国は、自国の政策に従い、施設及び区域内における合衆国軍隊の活動に関する環境適合基準を定める確定した環境管理基準（日本国については、「日本環境管理基準」（以下「J E G S」という。））を発出し、及び維持する。J E G Sは、漏出への対応及び漏出の予防に関する規定を含む。合衆国は、当該環境適合基準についての政策を定める責任を負う。

2 J E G Sは、適用可能な合衆国の基準、日本国の基準又は国際約束の基準のうち最も保護的なものを一般的に採用する。

3 両締約国は、合衆国がJ E G Sの改定を発出する前に、又はJ E G Sの改定が円滑に行われるためには日本国が要請したときはいつでも、J E G Sに関連して合衆国が日本国の方針を正しく、かつ、正確に理解していることを確保するため、合同委員会の環境分科委員会において、協力し、及び当該基準について協議する。

## 第4条

両締約国は、特定された日本国の方針が次に掲げる場合における施設及び区域への適切な立入りを行うことができるよう合同委員会が手続きを定め、及び維持することに合意する。

- (a) 環境に影響を及ぼす事故（すなわり、漏出）が現に発生した場合
- (b) 施設及び区域（2013年10月3日付けの日米安全保障協議委員会の共同発表において言及されている日本国へ返還される施設及び区域を含む。）の日本国への返還に関する現地調査（文化財調

査を含む。) を行う場合

#### 第5条

- 1 両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、この協定の実施に関するいかなる事項についても合同委員会の枠組みを通じて協議を開始する。
- 2 両締約国は、この協定の実施に関連して両締約国間に紛争が生じた場合には、地位協定第25条に定める問題を解決するための手続に従い当該紛争を解決する。

#### 第6条

- 1 この協定は、署名の日に効力を生ずる。
- 2 この協定は、地位協定が有効である限り効力を有する。
- 3 2の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、外交上の経路を通じて一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、署名のために正当に委任を受けてこの協定に署名した。

2015年9月28日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語による本書2通を作成した。

日本国のために

アメリカ合衆国のために

#### ④日米地位協定の軍属に関する補足協定に係る日米合同委員会合意（仮訳）

2017年1月16日

件名：合衆国軍隊の軍属に係る扱いについての協力

##### 1. 参照：

- a. 1960年1月19日に署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）
- b. 2017年1月16日に署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊の軍属に係る扱いについての協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「協定」という。）

2. 合同委員会は、協定に従い、合同委員会により選定される分科会の下の作業部会を設置する。3. に係る者の地位に関する問題が生じた場合又は協定の実施に関する事項が生じた場合、そのような問題又は事項は協議及び解決のため作業部会に付託され、必要があるときは、解決のため合同委員会に送付される。

3. 合衆国政府及び日本国政府は、軍属（関連する職能のコントラクターの被用者を含む。）の範囲を明確化した。合衆国政府は、地位協定第一条（b）に規定する資格を満たすことを条件として、次の種

別の者に対し軍属の構成員としての地位を付与する。

- a. 予算上の資金により雇用される在日米軍の文民の被用者
- b. 在日米軍の監督下にある歳出外資金により雇用される文民の被用者。
- c. 合衆国軍隊が運行する船舶及び航空機の文民の被用者（地位協定第17条の適用に当たってのみ、一定の期間合衆国軍隊の使用に供される船舶であつて契約により運行されるもの、定期用船契約により運航されるもの及び一般業務委託契約により運行されるものの乗組員を含む。）。
- d. 在日米軍に随伴し、及びこれを直接支援するサービス機関（合衆国サービス機関及び米国赤十字等を含む。）の人員であつて合衆国軍隊に関連する公の目的のためにのみ日本に滞在している人員。
- e. 合衆国軍隊に関連する公の目的のためにのみ日本に滞在している合衆国軍隊に雇用されていない合衆国政府の被用者。
- f. 次の要件を満たすコントラクターの被用者。
  - 1) 合衆国政府の正式な招請により、また、合衆国軍隊に関連する公の目的のためにのみ日本に滞在しているコントラクターの被用者。
  - 2) 合衆国軍隊の任務にとって不可欠であり、かつ、任務の遂行のために必要な高度な技能又は知識を有しているコントラクターの被用者。当該コントラクターの被用者は、次のいずれかの要件を満たす。
    - a) 高等教育又は専門的な訓練及び経験を通じて技能又は知識を取得していること。
    - b) 任務の遂行のため、合衆国により承認された情報取扱資格を保持していること。
    - c) 任務の遂行のため、合衆国の連邦省庁、合衆国の諸州、合衆国の準州又はコロンビア特別区によって発行された免許又は資格証明書を保持していること。
    - d) 専門的な任務を遂行するため、合衆国軍隊により緊急事態において必要であると認定され、日本での滞在が91日未満であること。
    - e) 合同委員会により特に認められること。
  - g. 地位協定第20条2の規定に従い維持される軍用銀行施設を運用する被用者。
  - h. 合同委員会によって特に認められる者

4. 協定第4条の規定を考慮し、両国政府は、次のとおり協力及び調整を強化する。

- a. 日本国政府及び合衆国政府は、通常日本国に居住する者が軍属の構成員から除かれることを確認する。
- b. 合衆国政府は、居住に係る日本国との関係法令に合致する適切な指針を発出す。
- c. 両国政府は、適切な仕組み及び手続きを強化する。いずれかの一方の政府が二重に資格を有している者を特定したときは、両国政府は、この問題に対処するために適切な措置をとる。
- d. この項の仕組み及び手続きを更に強化するため、地方の入国管理局及び地方の軍当局は、双方の間の情報共有、協力及び連絡を促進する。

5. 合衆国政府は、次の手続きを適用する。当該手続きは、合衆国の法令上の求めにより、本覚書が有効となる日の後に作成される契約に対して適用される。

- a. 合衆国政府は、3.f.の基準に基づき、コントラクターの被用者が軍属の構成員としての資格を有するかについて判断するため、見直しを行う。コントラクターの被用者が当該基準を満たしていない

いと判断される場合、合衆国政府は、軍属の構成員としての当該コントラクターの被用者の地位を終了する手続きを直ちに開始する。合衆国政府が軍属の構成員としてのコントラクターの被用者の地位を終了する手続きを開始するに当たり、当該コントラクターの被用者は、1年を限度として、軍属の構成員としての地位から日本国における他の適法な滞在資格への移行を完了するか又は日本国から出国する。

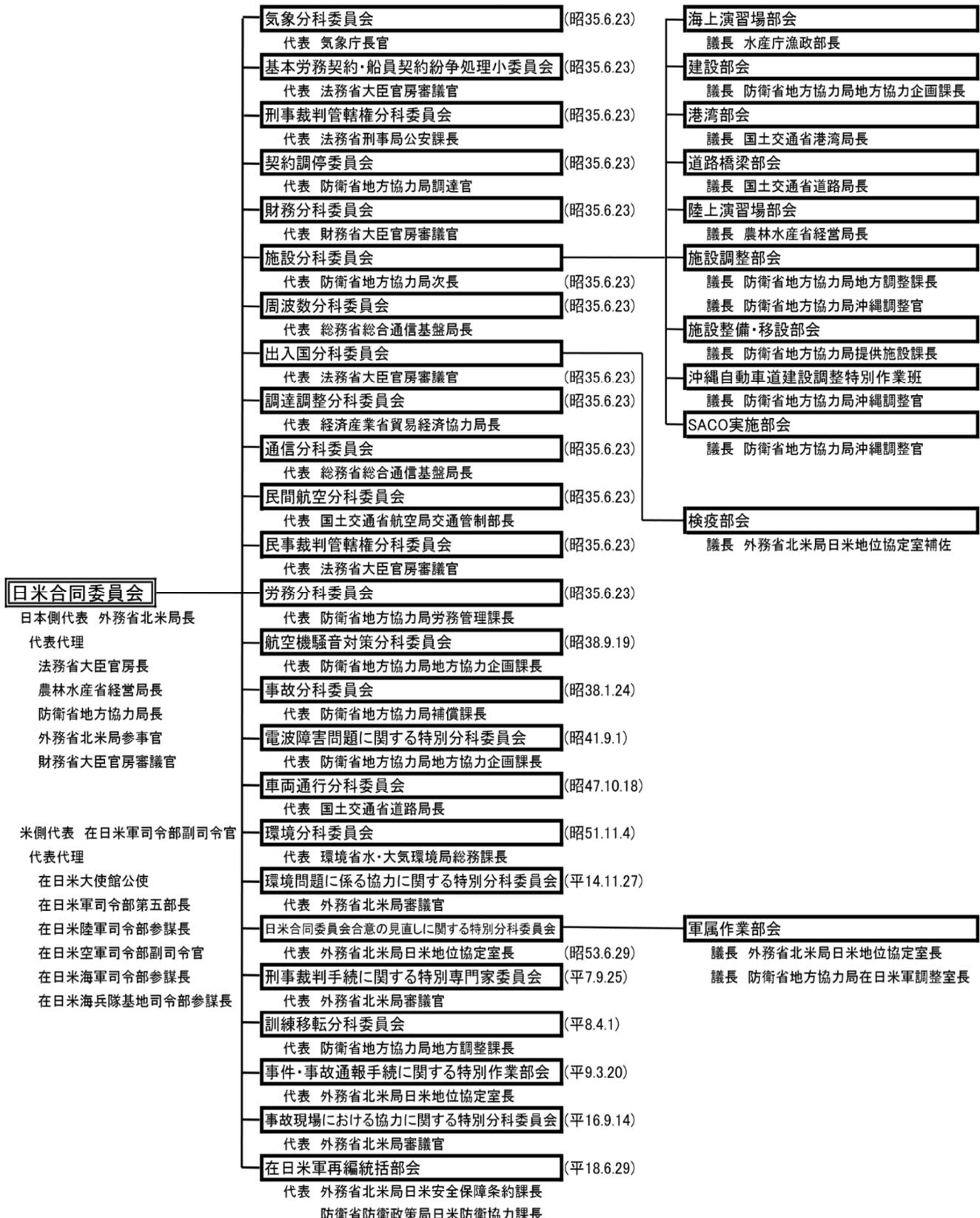
- b. 合衆国政府は、合衆国の法令上の制限により、軍属の構成員としてのコントラクターの被用者の地位を直ちに終了することができない場合、実行可能な限り早期に当該地位を終了するために必要な措置をとる。この場合においては、当該コントラクターの被用者は、1年を限度として、軍属の構成員としての地位から日本国における他の適法な滞在資格への移行を完了するか又は日本国から出国する。
  - c. 合衆国政府は、軍属の構成員として当該地位が終了したときは、日本国政府にその旨を通知する意向を有する。
  - d. a.にいう見直しの進捗状況は、半年ごとに日本国政府との間で共有され、その最終的な結果は、協定の発効後2年以内に日本国政府に報告される。
6. 協定第5条1に規定する通報の手続は、合同委員会の枠組みを通じて決定される。通報には、コントラクターの被用者の氏名、コントラクターの被用者を雇用している会社及びコントラクターの被用者が3.f.2) のいずれの基準を満たしているかに係る評価等の情報を含む。
7. 合衆国政府は、協定第5条2に規定する定期的な見直しの結果として、軍属の構成員として認定された全てのコントラクターの被用者が実際に当該認定を受ける資格を有しているかを毎年確認する。合衆国政府は、合同委員会によって選定される他の種別の軍属の人員についても同様の見直しを行う意向を有する。合衆国政府は、コントラクターの被用者又は当該他の種別に含まれる人員が軍属の構成員として地位を得る資格を有していないと決定される場合、当該者に関する適切な情報を提供する。
8. 協定第5条3に規定する報告は、軍属の構成員の総数並びに3.f.にいうコントラクターの被用者の総数及び合同委員会が決定する他の情報を含む。

## 日米合同委員会組織図

平成30年2月現在

( ) は設置年月日

\* 以下「代表」及び「議長」は、日本側代表・議長を示す。



※外務省ホームページより

## ⑤ 米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱

米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議規約に基づき、緊急措置要綱を次のとおり定める。

### (趣旨)

第1条 この要綱は、米軍又は自衛隊の航空事故等が発生した場合における緊急連絡及び被災者に対する救援活動等の応急措置活動について必要な事項を定めるものとする。

### (連絡者の設置及びその任務)

第2条 各関係機関に別表1「航空事故緊急連絡者職名表」に定める連絡者及び副連絡者(以下「連絡者等」という。)を置き、事故の通報、救援活動等の連絡に当てるものとする。

2 連絡者等は、米軍又は自衛隊の航空事故等を知ったときは、別表2「航空事故通報経路図」により、他の関係機関の連絡者に直ちに通報するものとする。

3 各関係機関は、別表1「航空事故緊急連絡者職名表」に変更があった場合は直ちに北関東防衛局へ通知し、北関東防衛局は他の機関へ通知するものとする。

### (緊急連絡通報の内容)

第3条 前条の規定による通報は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 事故の種類(墜落、不時着、器物落下等)

(2) 事故の発生日時、場所

(3) 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無

(4) その他必要事項

### (現地連絡所の設置)

第4条 航空事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により現地連絡所等を設置したときは、相互に緊密な連絡に努めるものとする。

2 米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が設置する現地連絡所にあっては、事故に関する情報交換及び被災救援に関する連絡等の円滑化に努めるものとする。

この場合において、他の関係機関は可能な限り、これに協力するものとする。

### (救急及び救援活動)

第5条 航空事故による災害発生に伴う関係機関の救急及び救援活動の分担並びに協力については、米軍機事故及び自衛隊機事故のそれぞれについて、別表3「被災者救援活動分担表」に掲げるとおりとする。

### (被災者救援の優先)

第6条 事故現場を管轄する関係機関は、あらゆる措置を講じ被災者の救急及び救援に努めるものとする。

### (被害調査の協力)

第7条 関係機関が被害調査を行うに当たっては、現場活動に支障のない限りにおいて相互に協力するものとする。

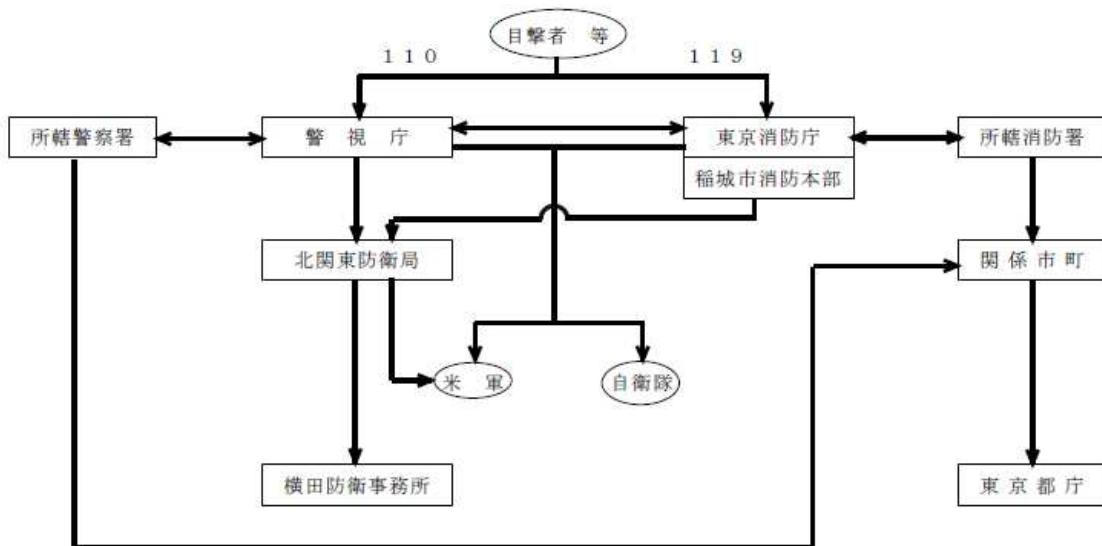
### (要綱の改正)

第8条 この要綱を改正する場合は、連絡会議規約第5条に定める会議において検討し改正するものとする。

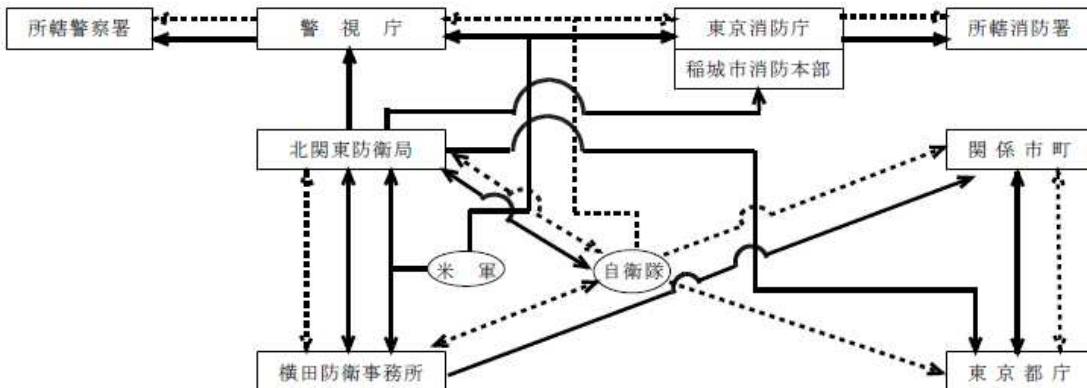
### 附則(省略)

## 航空事故通報経路図

## 1 目撃者等からの通報経路：



## 2 米軍又は自衛隊からの通報経路：



凡 例	
—	米軍航空事故等に係る通報経路
···	自衛隊航空事故等に係る通報経路

## ⑥ 在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続（外務省仮訳）

### 1. 目的

- (1) 合同委員会における日米双方の代表は、在日米軍に係る事件・事故に対する日本側関係当局の迅速な対応を確保し、かかる事件・事故が地域社会に及ぼす影響を最小限のものとするため、在日米軍に係る事件・事故の発生についての情報（以下「事件・事故発生情報」という。）を、日本側関係当局及び地域社会に対して正確にかつ直ちに提供することが重要であると認識する。この通報手続は、以上の認識を踏まえて、在日米軍に係る事件・事故発生情報の通報基準、通報経路、通報様式を定める。
- (2) この通報手続は米軍と日本当局との間の既存の連絡経路を補完することを目的としており、他のいかなる連絡手続をも代替し又は取り消すものではない。

### 2. 事件・事故発生情報の通報基準

- (1) 公共の安全又は環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故が発生した場合の日本政府への通報については、米側は、中央レベルにおいて、これらの事件・事故について、事件・事故発生情報を得た後できる限り速やかに外務省日米安全保障条約課に通報するとともに、現地レベルにおいて、迅速に関係の防衛施設局に通報する。この通報の対象となる事件・事故の例は以下に掲げるとおりであるが、これらに限られない。これらの事件・事故は、事件・事故通報手続に関する特別作業班（AWGON）の付託事項第3項dにおいて示される基準を満たすものでなければならない。
- (a) 墜落、投棄、危険物の落下等の航空機に係る事件。
  - (b) 衝突、沈没、座礁等の艦船に係る事件。
  - (c) 爆発又は爆発の相当な蓋然性がある弾薬に係る事件。
  - (d) 米国の施設・区域外への跳弾、日本人又はその財産の被弾等の訓練中の事件。
  - (e) 危険物、有害物又は放射性物質の誤使用、廃棄、流出又は漏出の結果として実質的な汚染が生ずる相当な蓋然性。
  - (f) 米国の施設・区域外での飛行場施設以外への米国軍用航空機の着陸。
  - (g) 米国の施設・区域内における差し迫った若しくは既に発生した危険又は災害であって日本人又はその財産に実質的な傷害又は損害を与える可能性があるもの。
  - (h) 日本人又はその財産に実質的な傷害又は損害を与える可能性がある事件・事故。
  - (i) 米国の施設・区域の中で発生する又は施設・区域に対するテロ行為であって、米軍の人員若しくは施設・区域又は周辺地域社会の安全に影響し又は危険を及ぼすテロ行為の発生。
- (2) 上記2.(1)の事件・事故が地域社会に対して急迫の危険をもたらす時には、米側は、従来と同様に、迅速に現地の関係当局（警察、消防、海上保安部等）へ通報する。

### 3. 事件・事故発生情報の通報経路

在日米軍に係る事件・事故発生情報の通報経路は、別紙1において示されたとおりとする。

### 4. 事件・事故発生情報の通報様式

事件・事故発生情報の通報様式には、以下の事項が含まれる。

- (1) 事件・事故の発生日時
- (2) 事件・事故の発生場所
- (3) 事件・事故の概要

- ( a ) 経緯
- ( b ) 被害状況
- ( c ) 処理状況
- ( d ) 危険性残存の有無
- ( e ) 環境破壊の有無

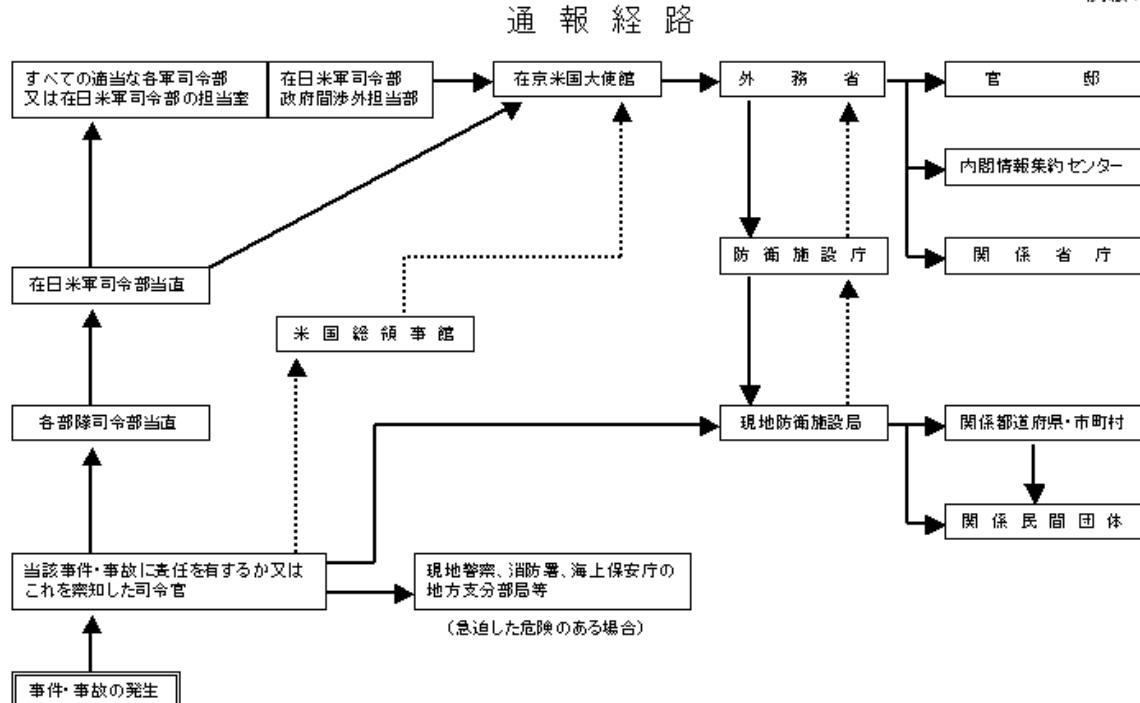
- ( 4 ) 日本側支援の必要性
- ( 5 ) 案件の番号
- ( 6 ) 通報者氏名
- ( 7 ) 通報受領者氏名
- ( 8 ) 現地への通報の有無と通報先当局

## 5. 留意事項

- ( 1 ) 日米双方は、時刻、曜日、日付に関わりなく、事件・事故の通報を迅速に行う。
- ( 2 ) 双方の合同委員会事務局は、連絡担当者の電話番号を含め、通報が行われる経路を示す図表を編集し、定期的に更新することによって、別紙 1 に明記された通報経路の実効性の確保に努める。
- ( 3 ) 双方の合同委員会事務局は、直通 F A X 機器、通報担当者の専用携帯電話、ボイス・メール等の整備を通じ、通信設備の改善に努める。
- ( 4 ) この通報手続は、A W G O N 付託事項に規定されているとおり、必要に応じA W G O Nにおいて見直される。

(了)

別紙1-1



\* 実線は、正規の通報経路を示す。破線は、補助的な通報経路を示す。

\*\* 米側からの情報を受けた後、外務省、防衛施設局及び現地防衛施設局は、至急、相互に情報を確認する。

\*\*\* この通報経路図は、日本政府内において外務省以外の機関が必要に応じて官部に情報を伝達することを妨げるものではない。

\* 防衛施設局・現地防衛施設局はそれぞれ、防衛省・現地防衛局として読み替える

⑦ 横田飛行場における航空機騒音の軽減措置（抄）（昭和39年4月17日日米合同委員会で承認）

2 分科委員会は、横田飛行場における騒音問題について、長期に渡り慎重な検討を実施した。この検討に当って分科委員会は、ジェット航空機の騒音を次の二種類に分類して考察した。

(1) 地上におけるジェット・エンジンの試運転及び調整作業に伴い発生する騒音

(2) 飛行活動に伴い発生する騒音

最近のジェット航空機が飛行する場合、必然的に相当の騒音を発生するが、この騒音は、通常は一時的な現象である。また、飛行活動に伴う騒音の量と強度は、その飛行方法および飛行速度により左右されるものである。さらに飛行活動に伴う騒音による影響は、その飛行時刻にも関連がある。即ち、昼間においては不快に感じられない程度の騒音であっても、夜間においては耐えられないような場合もありえる。この騒音は、飛行に伴い必然的に発生し、避けることのできないものであるが、騒音による不快感の程度については、飛行活動に或種の規制を加えることにより、これを軽減することが出来る。その方法としては、飛行時間の制限、飛行方法の規制および所定の飛行規則の遵守により規制することである。しかしながら、戦術的能力を麻痺させ、飛行の安全をおびやかすような一方的措置を行わないよう留意する必要がある。

横田飛行場周辺地域の住民に苦痛を与えていた騒音の最大の原因としては、地上におけるエンジンの試運転および調整作業に伴い発生する騒音は、消音装置の設置および使用により、不快に感じられない程度にまで軽減されるものと思われる。

3 分科委員会は、前記の事情を勘案して、横田飛行場における航空機騒音の軽減に関する左記の規制措置につき同意した。また分科委員会は、次に掲げる規制措置が実施されることにより、横田飛行場における航空機騒音についての正当な苦情は著しく減少し、または除去されるであろうことを全員で確認した。

(1) 消音装置の設置および使用

横田飛行場に、効果的消音装置ができるだけ速やかに設置し、ジェット・エンジンの試運転場および調整場における作業に当り、これを使用すること。

(2) ジェット・エンジンの試運転場および調整場における作業時間の規制

ジェット・エンジンの試運転場および調整場におけるすべての作業は、効果的消音装置が使用されるまでの間は、緊急の場合または運用上やむを得ない場合を除き、左記の時間には実施しないこと。

ア ジェット・エンジンの試運転場における作業の制限時間

(ア) J-57型エンジンおよびより高出力のエンジン…17:00～07:00

(イ) その他のエンジン…18:00～07:00

(ウ) 土曜日および日曜日には、ジェット・エンジンの試運転場および調整場におけるすべての試運転作業は実施しない。

イ ジェット・エンジンの調整場における作業の制限時間

すべてのエンジン…18:00～07:00

(3) 列線におけるジェット・エンジン整備出力の規制

列線におけるジェット機の整備出力は、日没後においては、エンジン出力の60パーセント以内で実施すること。

(4) 夜間飛行訓練の規制

夜間飛行訓練は、使命の達成および搭乗員の技能保持に必要とする最小限に制限し、かつ司令官は夜間飛行訓練をできるだけ早い時期に終了するよう最善の努力を払うこと。

(5) アフター・バーナー使用の規制

アフター・バーナー装備のジェット機が、アフター・バーナーを使用して離陸する際は、できるだけ速やかに急上昇を行ない、使命達成のため必要とする場合、または運用上やむを得ない場合を除き、完全高度と安全速度に達した後、速やかにアフター・バーナーの使用を中止すること。

(6) 飛行方法の規制

ア 離着陸および計器進入の場合を除き、横田飛行場隣接地域の上空における最低飛行高度は、ジェット機については平均海面上 2,000 フィートとし、ターボ・プロップ機および在来機については平均海面上 1,500 フィートとすること。

イ 横田飛行場周辺地域の上空におけるすべてのジェット機の速力は、1 Mach未満に制限すること。

(7) 場周経路等の検討

ア 在日米軍は、人口稠密地域の上空における飛行をできるだけ避けるため、ジェット機、ターボ・プロップ機および在来機のより適切な場周経路、発進経路および進入経路の設定について、引き続き検討を加えること。

イ 在日米軍は、人口稠密地域の上空における飛行をできるだけ避けるため、ヘリコプター機のより適切な発進経路および進入経路の設定について、引き続き検討を加えること。

(8) 統計資料の提供

在日米軍は、日本政府（防衛施設庁）の要請に基づき、毎年、横田飛行場における航空機離着陸平均回数（四半期単位）を示す統計資料を提供すること。

4 分科委員会は、横田飛行場において、飛行活動に対する騒音規制措置が、次の通り、すでに実施されていることを確認した。

(1) 人口稠密地域の上空における飛行をできるだけ避けるため、ジェット機、および在来機の場周経路、発進経路および、進入経路を変更した。

(2) 人口稠密地域の上空における飛行をできるだけ避けるため、ヘリコプター機の発進経路を設定したこと。

(3) 管制塔員は、操縦士に所定の場周経路の飛行および騒音抑制処理を確実に遵守させるため、横田飛行場周辺地域の上空を飛行する航空機を常時監視し、管制すること。

(4) 操縦士および整備員に対し、横田における騒音問題の重要性につき十分教育するとともに、各飛行に当っては、騒音抑制上遵守しなければならない事項を指示すること。

(5) 日曜日の飛行訓練を最小限に制限すること。

(6) 低空において高騒音を発する飛行を禁止すること。

(7) 横田飛行場周辺地域の上空における曲技飛行を禁止すること。

(8) 横田飛行場司令官およびその幕僚は、騒音問題およびその対策を常時留意検討するとともに、住民の理解を深め、日米双方の協力を推進するため、政府の地方機関および地方公共団体の代表者と密接な連絡を取ること。

5 助言　日米合同委員会が本報告を承認することを助言する。

⑧ 横田飛行場の騒音規制措置に関する日米合同委員会の合意

平成5年11月18日 外務省

防衛施設庁

本日、日米合同委員会は、1964年（昭和39年）4月17日の第81回日米合同委員会において承認された、「横田飛行場における騒音軽減に係る航空機騒音対策分科委員会の検討報告」を一部改正する合意に達したことを発表した。改正内容は次の通りである。

「22時から6時までの間の時間における飛行および地上における活動は、米軍の運用上の必要性に鑑み緊急と認められるものに制限される。夜間飛行訓練は在日米軍の任務の達成および乗組員の練度維持のために必要とされる最小限に制限し、司令官は、夜間飛行活動ができるだけ早く完了するようすべての努力を払う。」

⑨ 日本国における新たな航空機（MV—22）に関する合同委員会への覚書（仮訳）

参照：

- a. 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（日米地位協定）
- b. 日本国における新たな航空機（MV—22）に関する声明

1. この覚書（参照bを含む。）は、MV—22の飛行運用の安全性を確認し、日本国への新たな航空機（MV—22）の駐留及び運用を取り扱う。

2. 参照bは、航空機の概要、その安全性についての記録、その乗組員及び整備要員の訓練、米軍施設及び区域の上空及び周辺における飛行経路及び運用、並びに訓練区域及びその他の空域における飛行運用を含む。

3. 日本国政府及び合衆国政府は、合同委員会及びその様々な分科会を通じて、飛行の安全性、騒音規制及び低空飛行訓練を含む相互の関心事項に関する緊密な協力を継続する。

2012年9月19日に合同委員会により承認された。

伊原純一

合同委員会日本国政府代表

アンドリュー・W・オドンネル・ジュニア

合衆国海兵隊少将

合同委員会合衆国政府代表

## 日本国における新たな航空機（MV-22）（仮訳）

### 1. 概況：

米海兵隊は、 MV-22 ティルトローター機により航空機部隊の更新を行い、普天間飛行場において、同機 1 機につき 1 機の CH-46 ヘリコプターを退役させる。これは、世界的に CH-46 ヘリコプターを MV-22 ティルトローター機に換装するという米海兵隊のプロセスの一部である。これは、部隊レベルの更新であって、日本国における合衆国のプレゼンスの重大な変更ではない。また、この更新によって、沖縄における隊員又はその家族の人数に大きな変更が生じるものではない。

### 2. 航空機の概要：

a. MV-22 は、ヘリコプターの垂直離着陸能力と固定翼機の速度及び行動範囲とを組み合わせた高い性能を有する航空機である。MV-22 は、1964 年に導入された CH-46 と比較して、約 2 倍の飛行速度を有し、約 3 倍の搭載量の輸送が可能であり、約 4 倍の戦闘行動半径を有する。こうした高い性能を有する MV-22 の沖縄への配備は、戦略的重要性を有し、日本国の大安全並びに地域における国際の平和及び安全の維持に一層寄与するものである。

b. MV-22 は、その高い性能と多機能性により、日本国及びこの地域における人道的援助、災害救援及び救助活動をより効果的に遂行することもできる。

MV-22 によって、合衆国政府が地元コミュニティ及びこの地域に対して人道的援助及び災害救援活動を提供することができるようになることが期待される。訓練区域での自然火災の消火において、CH-46 と比べて 3 倍の水量を輸送する能力を有する MV-22 による水の輸送及び投下といった機能は、同機の重要な機能の例である。さらに、MV-22 は、過酷な遠征地からの援助や救助活動といった運用が可能であり、また、2 万ポンドの貨物を 260 ノット以上の最大巡航速度で輸送することができる。例えば、2010 年のハイチにおける災害救援活動においては、MV-22 の速度、航続距離及び垂直離着陸能力によって、複数の部隊及び救援物資を遠隔地に輸送することが可能となった。MV-22 は、リビアにおいて撃墜された F-15 E から操縦士 1 名を救出するために地中海遠隔の場所にある揚陸艦から安全に飛び立つことも可能であった。

c. 災害救援、人道的援助及び救助活動の分野において成功を収めたこれまでの MV-22 の運用成績や実績に鑑みれば、MV-22 は日本国及び地域全体において重要な役割を果たす。

### 3. 航空機の安全性についての記録：過去 10 年間の飛行実績から収集したデータは、MV-22 が、一貫して米海兵隊の平均よりも優れた安全性についての記録を示してきたことを証明している。

a. 合衆国政府は、MV-22 の飛行運用の安全性にコミットしている。合衆国政府は、MV-22 が、同機に適用される海軍航空訓練運用手続標準（N A T O P S）飛行マニュアルに従って運用されること、また、それにより飛行運用の安全性が高まること、及び米海兵隊は乗組員を徹底的に教育及び訓練することを再確認する。合衆国政府においては、事故原因の特定、及び類似の事故の予

防に向けた適切な措置をとるための手続が確立されている。これらの手続には、その見直しの必要性の有無を判断するための、運用や訓練の内容の再検証も含まれている。合衆国政府は、モロッコにおけるMV-22の事故及びフロリダにおけるCV-22の事故について、これらの手続に従って対応した。また、これらの事故を受け、米海兵隊は、MV-22の運用及び訓練に適切な見直しを反映させるため、これらの手続に従って適切な再発防止措置を講じた。

- b. 合衆国政府は、日本国政府に対し、2012年4月11日モロッコにおいて発生したMV-22の事故及び同年6月13日にフロリダにおいて発生したCV-22の事故に関する調査報告書を提供した。合衆国政府は、日本国政府に対し、これらの調査が、関連する規則及び命令に従って独立的かつ客観的に行われたことを保証する。日本国政府は、これらの調査報告書を主体的に検証し、MV-22の安全性を確認した。その際、日本国政府は、MV-22に関する情報への過去に類を見ないアクセスが与えられ、また、多数の試乗飛行やブリーフィングが提供された。さらに、日本国政府及び合衆国政府は、様々なレベルの政策担当者や運用担当者との間で広範な協議を行った。
- c. 米海兵隊は、更なる事故の発生を防ぐため、NATOPSの手順を積極的に文書化し、また、適切であれば、手順を修正したり、見直しを行うといった努力を行ってきており、その結果、MV-22は際立った安全性についての記録を有するに至っている。

#### 4. MV-22の乗組員及び整備要員の訓練：

- a. 日本国に着任する全てのMV-22の乗組員は、熟練しており、必要な資格を有する者である。乗組員は、必要な資格を取得するために、関連する訓練基準を満たさなければならず、これには航空機の緊急事態への対応も含まれる。航空機事故を防ぐため、乗組員の訓練には、世界で起こるあらゆる航空機事故の事例から得られた適用し得る教訓も含まれる。MV-22の機長は、同乗の乗組員の運用を含む航空機の安全性に常に責任を有することから、機長及び指揮官の任に当たるその他の米海兵隊士官は、乗組員の練度維持、乗組員の能力向上、及び軍の即応態勢の強化を目的として、日本国において乗組員の訓練を継続する。
- b. 日本国に着任する全てのMV-22の乗組員は、日本国において同機による飛行を行う前に、まず運用上の所要（「飛行場規則」）及びその他の固有の特性（例えば、地形や気候等）を熟知する。また、MV-22による飛行を行うに際してはその度ごとに、同機の乗組員に対し、標準的な運用手順、乗組員間の連携及び計画に定められた運用区域を確認するための徹底したブリーフィングが行われる。
- c. 全てのMV-22の整備要員は、適用される職業技能上の特殊な基準に従って徹底して訓練され、また、MV-22の効果的かつ安全な運用を確保するため、最新の整備に関する情報や整備方法を取り入れる。

#### 5. 米軍施設及び区域の上空及び周辺における飛行経路及び運用：

- a. 合衆国政府は、適用される騒音規制措置に関する合同委員会合意を引き続き遵守する意図を有する。

- b. 合衆国政府は、周辺のコミュニティに及ぼす飛行運用による影響が最小限になるよう、米軍施設及び区域の上空及び周辺における飛行経路を設定する。この目的のために、MV-22を飛行運用する際の進入及び出発経路は、できる限り学校や病院を含む人口密集地域上空を避けるよう設定される。MV-22は、陸上あるいは水上を飛行するにも安全であるが、移動の際には、可能な限り水上を飛行する。
- c. 22時から6時までの間、MV-22の飛行及び地上での活動は、運用上必要と考えられるものに制限される。夜間訓練飛行は、在日米軍に与えられた任務を達成し、又は飛行要員の練度を維持するために必要な最小限に制限される。部隊司令官は、できる限り早く夜間の飛行を終了させるよう最大限の努力を払う。合衆国政府は、シミュレーターの使用等により、MV-22の夜間飛行訓練が普天間飛行場の周辺コミュニティに与える影響を最小限にする。
- d. MV-22は、安全な飛行運用を確保するために、普天間飛行場における離発着の際、基本的に、既存の固定翼機及び回転翼機の場周経路並びに現地の運用手順の双方を使用する。
- e. MV-22は、通常、ほとんどの時間を固定翼モードで飛行する。運用上必要な場合を除き、MV-22は、通常、米軍の施設及び区域内においてのみ垂直離着陸モードで飛行し、転換モードで飛行する時間をできる限り限定する。
- f. MV-22の沖縄への配備の後、既存の計画の一部として、また、日本国政府からの支援も得て、日米両政府は、日本国内の沖縄以外の場所で飛行訓練を行う可能性を検討する意向である。

## 6. 訓練区域及びその他の空域におけるMV-22の飛行運用 :

- a. 低空飛行を含む飛行運用の一部として、MV-22の乗組員は、訓練区域や訓練航法経路沿いにおける障害物や危険物について、定期的に報告を行う。さらに、情報伝達及び飛行計画チャートへの記載のため、乗組員は、訓練区域や訓練航法経路における変化についてスケジュール策定担当部局に継続的に報告する。
- b. 飛行運用の間、最大限の安全性を確保するため、MV-22の乗組員は、訓練航法経路を定期的に見直し、検証する。したがって、安全性を確保し、住民に与える影響を最小限にするため、これらの経路の位置は、時間の経過とともに修正され得るものである。
- c. 合衆国政府は、公共の安全に妥当な配慮を払ってMV-22の飛行運用を実施する。
- d. 合衆国政府は、常に、週末及び日本国の祭日における低空飛行訓練を、米軍の運用即応態勢上の必要性から不可欠と認められるものに限定する。
- e. MV-22は、時折、低高度で運用されることから、同機の乗組員は、日本国において低空飛行訓練を行う。MV-22は、訓練航法経路を飛行する間、地上から500フィート以上の高度で飛行する。ただし、MV-22の運用の安全性を確保するために、その高度を下回る飛行をせざるを得ないこともある。低空飛行訓練の間、原子力エネルギー施設、史跡、民間空港、人口密集地域及び公共の安全に係る他の建造物（例えば、学校、病院等）といった場所の上空を避けて飛行することは、合衆国の航空機の標準的な慣行である。

## ⑩ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（抄）

昭和49年6月27日法律第101号

### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 防衛施設周辺の生活環境等の整備（第3条～第12条）
- 第3章 損失の補償（第13条～第18条）
- 第4章 雜則（第19条・第20条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この法律において「自衛隊等」とは、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第1項に規定する自衛隊（以下「自衛隊」という。）又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。

2 この法律において「防衛施設」とは、自衛隊の施設又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第2条第1項の施設及び区域をいう。

#### 第2章 防衛施設周辺の生活環境等の整備

##### （障害防止工事の助成）

第3条 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- (1) 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設
- (2) 道路、河川又は海岸
- (3) 防風施設、防砂施設その他の防災施設
- (4) 水道又は下水道
- (5) その他政令で定める施設

2 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる音響で著しいものを防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所又は同法第2条第1項に規定する助産所
- (3) 前2号の施設に類する施設で政令で定めるもの  
(住宅の防音工事の助成)

第4条 国は、政令で定めるところにより自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する防衛施設の周辺の区域（以下「第一種区域」という。）に当該指定の際現に所在する住宅（人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。）について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者がその障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行うときは、その工事に関し助成の措置を採るものとする。

（移転の補償等）

第5条 国は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域（以下「第二種区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建物等」という。）の所有者が当該建物等を第二種区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

- 2 国は、政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。
- 3 国は、地方公共団体その他の者が第二種区域内から住居を移転する者の住宅等の用に供する土地に係る道路、水道、排水施設その他の公共施設を整備するときは、予算の範囲内において、その整備に関し助成の措置を採ることができる。

（緑地帯の整備等）

第6条 国は、政令で定めるところにより第二種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が新たに発生することを防止し、あわせてその周辺における生活環境の改善に資する必要があると認めて防衛大臣が指定する区域（以下「第三種区域」という。）に所在する土地で前条第2項の規定により買い入れたものが緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう必要な措置を採るものとする。

- 2 国は、前項の土地以外の第三種区域に所在する土地についても、できる限り、緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう適当な措置を採るものとする。

（買い入れた土地の無償使用）

第7条 国は、第5条第2項の規定により買い入れた土地を、地方公共団体が広場その他政令で定める施設の用に供するときは、当該地方公共団体に対し、当該土地を無償で使用させることができる。

- 2 国有財産法（昭和23年法律第73号）第22条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により土地を使用させる場合について準用する。

（民生安定施設の助成）

第8条 国は、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体が、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、当該地方公共団体に対し、政令で定める

ところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

(特定防衛施設周辺整備調整交付金)

第9条 防衛大臣は、次に掲げる防衛施設のうち、その設置又は運用がその周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響の程度及び範囲その他の事情を考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業について特に配慮する必要があると認められる防衛施設があるときは、当該防衛施設を特定防衛施設として、また、当該市町村を特定防衛施設関連市町村として、それぞれ指定することができる。この場合には、防衛大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

- (1) ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場
- (2) 砲撃又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場
- (3) 港湾
- (4) その他政令で定める施設

2 国は、特定防衛施設関連市町村に対し、政令で定める公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業であつて政令で定めるものを行うための費用に充てさせたため、特定防衛施設の面積、運用の態様等を考慮して政令で定めるところにより、予算の範囲内において、特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付することができる。

(資金の融通等)

第10条 国は、第3条の工事を行う者又は第8条の措置を採る地方公共団体に対し、必要な資金の融通又はあっせんその他の援助に努めるものとする。

(国の普通財産の譲渡等)

第11条 国は、第3条の工事、第8条の措置又は第9条第2項の整備に係る事業の用に供するため必要があると認めるときは、地方公共団体その他の者に対し普通財産を譲渡し、又は貸し付けることができる。

(関係行政機関の協力等)

第12条 関係行政機関の長は、その所掌事務の遂行に当たっては、防衛施設の周辺における生活環境及び産業基盤の整備について、計画的に推進するよう努めるものとする。

2 防衛大臣は、関係行政機関の長による前項の整備に係る事務の遂行について、当該関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

第3章 損失の補償

(損失の補償)

第13条 自衛隊の次に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業その他政令で定める事業を営んでいた者がその事業の経営上損失を受けたときは、国がその損失を補償する。

- (1) 航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施、機甲車両その他重車両のひん繁な使用又は艦船若しくは舟艇のひん繁な使用で政令で定めるもの
  - (2) 射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施で政令で定めるもの
  - (3) その他政令で定める行為
- 2 前項の規定は、他の法律により国が損害賠償又は損失補償の責めに任すべき損失については、適用しない。
- 3 第1項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。

(損失補償の申請)

第14条 前条の規定による損失の補償を受けようとする者は、防衛省令で定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）を経由して、損失補償申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを防衛大臣に送付しなければならない。
- 3 防衛大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを市町村長を経由して当該申請者に通知しなければならない。

(異議の申出)

第15条 前条第3項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、防衛省令で定める手続に従い、防衛大臣に対して異議を申し出ることができる。

- 2 防衛大臣は、前項の規定による申出があったときは、その申出のあった日から30日以内に改めて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、これを申出人に通知しなければならない。

(補償金の交付)

第16条 国は、前条第1項の規定による異議の申出がないときは、同項の期間の満了の日から30日以内に、同項の規定による異議の申出があった場合において同条第2項の規定による決定があったときは、同項の通知の日から30日以内に、補償を受けるべき者に対し、当該補償金を交付する。

(増額請求の訴え)

第17条 第14条第3項又は第15条第2項の規定による決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から6月以内に、訴えをもってその増額を請求することができる。

- 2 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(争訟の方式)

第18条 第14条第3項の規定による決定に不服がある者は、第15条第1項及び前条第1項の規定によることによってのみ争うことができる。

第4章 雜則

(自衛隊等の航空機以外の航空機の離着陸に対する適用)

第19条 第3条第2項及び第4条の規定の適用については、自衛隊等の航空機以外の航空機の離陸及び着陸で防衛施設たる飛行場を使用して行われるものは、自衛隊等の航空機の離陸及び着陸とみなし、第13条第1項の規定の適用については、自衛隊等の航空機以外の航空機の離陸及び着陸で自衛隊の設置する飛行場を使用して行われるものは、自衛隊の航空機の離陸及び着陸とみなす。

(事務の区分)

第18条 第14条第3項の規定による決定に不服がある者は、第15条第1項及び前条第1項の規定によることによってのみ争うことができる。

第20条 第14条の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務（同条第2項の規定による申請書に意見を記載した書面を添える事務を除く。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

附 則（省略）

⑪ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（抄）

昭和49年6月27日政令第228号

（障害の原因となる自衛隊等の行為）

第1条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（以下「法」という。）第3条第1項の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 航空機の離陸、着陸、急降下又は低空における飛行のひん繁な実施
- (2) 艦船又は舟艇のひん繁な使用
- (3) 法第2条第2項に規定する防衛施設の整備のための土地又は土地の定着物の形質の著しい変更
- (4) 電波のひん繁な発射

（障害防止工事の補助の割合）

第2条 法第3条第1項の規定による補助の割合は、10分の10とする。ただし、障害の発生が法第2条第1項に規定する自衛隊等（以下「自衛隊等」という。）以外の者の行為にも帰せられるとき、又は補助に係る工事が補助を受ける者を利することとなるときは、それぞれその帰せられ、又は利する限度において、防衛大臣の定めるところにより、補助の割合を減ずるものとする。

2 前項ただし書の規定により補助の割合を減ずるに当たっては、当該工事につき法第3条第1項の規定の適用がないものとした場合の国の負担又は補助に係る割合を下らないものとする。

（障害防止工事の対象となる施設）

第3条 法第3条第1項第5号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 鉄道
- (2) テレビジョン放送の受信に係る有線電気通信を行うための共用の施設

（著しい音響の原因となる自衛隊等の行為）

第4条 法第3条第2項の政令で定める行為は、機甲車両その他重車両のひん繁な使用又は射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施とする。

（著しい音響の基準）

第5条 法第3条第2項の規定による補助は、音響の強度及びひん度が同項各号に掲げる施設についてそれぞれ防衛大臣が定める限度を超える場合に行うものとする。

（防音工事の補助の割合）

第6条 第2条の規定は、法第3条第2項の規定による補助の割合について準用する。この場合において、第2条第1項ただし書中「行為」とあるのは、「行為（法第19条の規定により自衛隊等の航空機の離陸及び着陸とみなされるものを除く。）」と読み替えるものとする。

（防音工事の対象となる施設）

第7条 法第3条第2項第3号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校
- (2) 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、同法第42条に規定する障害児入所施設、同法第43条に規定する児童発達支援センター、同法第44条に規定する児童自立支援施設又は同法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業若しくは同

条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設

- (4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第31条に規定する身体障害者福祉センター
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設
- (6) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンター、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム又は同法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター
- (7) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する母子健康包括支援センター
- (8) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項第1号に規定する職業能力開発校
- (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設
- (10) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（第12条の表13の項において「幼保連携型認定こども園」という。）

（第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定）

第8条 法第4条の規定による第一種区域の指定、法第5条第1項の規定による第二種区域の指定及び法第6条第1項の規定による第三種区域の指定は、自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響の影響度をその音響の強度、その音響の発生の回数及び時刻等を考慮して防衛省令で定める算定方法で算定した値が、その区域の種類ごとに防衛省令で定める値以上である区域を基準として行うものとする。

（移転等の補償の対象とする物件）

第9条 法第5条第1項の規定による補償は、同項に規定する第二種区域のうち法第6条第1項に規定する第三種区域以外の区域に所在する立木竹その他土地に定着する物件（建物を除く。）にあっては、建物と一体として利用されているものに限り、行うことができる。

（買入れの対象とする土地）

第10条 法第5条第2項の規定による買入れは、同条第1項に規定する第二種区域のうち法第6条第1項に規定する第三種区域以外の区域に所在する土地にあっては、次のいずれかに該当するものに限り、行うことができる。

- (1) 宅地（法第5条第1項の規定による指定の際（法附則第4項の規定により第二種区域とみなされた区域に所在する土地にあっては、旧防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭和41年法律第135号。以下「旧法」という。）第5条第1項の規定により当該区域が指定された際）宅地であるものに限る。）
- (2) 法第5条第1項の規定による補償を受けることとなる者が、当該補償に係る物件の移転又は除却により、その物件の所在する土地以外の土地（前号に掲げる宅地を除く。）でその者の所有に属するものを從来利用していた目的に供することが著しく困難となる場合におけるその土地

（土地の無償使用に係る施設）

第11条 法第7条第1項の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 花壇
- (2) 種苗を育成するための施設

- (3) 駐車場
- (4) 消防その他の防災に関する施設
- (5) 公公用施設の建設に必要な資材又は機械器具を保管するための施設  
(民生安定施設の範囲及び補助の割合等)

第12条 法第8条の規定による補助に係る施設は、次の表の第2欄に掲げる施設とし、これらの施設に係る補助の割合又は額は、それぞれ同表の第3欄に掲げる割合の範囲内で防衛大臣が定める割合又は同表の第3欄に掲げる額とする。

項	補助に係る施設	補助の割合又は額
1	有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和25年法律第132号）第64条第1項ただし書に規定するラジオ放送の業務を行うための施設	10分の8
2	道路（農業用施設及び林業用施設であるものを除く。）	10分の8
3	児童福祉法第41条に規定する児童養護施設	10分の7.5
4	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第3号に規定する看護師養成所又は同法第22条第2号に規定する准看護師養成所	10分の7.5
5	電波法（昭和25年法律第131号）第2条第4号に規定する無線設備及びこれを設置するために必要な施設	10分の7.5
6	老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム又は同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム	10分の7.5
7	消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）第3条に規定する消防施設	3分の2
8	公園、緑地その他の公共空地	3分の2
9	水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道	10分の6
10	削除	
項	補助に係る施設	補助の割合又は額
11	し尿処理施設又はごみ処理施設	10分の5
12	老人福祉法第20条の7に規定する老人福祉センター	防衛大臣が定める額
13	一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設（学校（幼保連携型認定こども園を除く。）の施設を除く。）	防衛大臣が定める額
14	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第11号に規定する港湾施設用地	10分の7.5
15	農業用施設、林業用施設又は漁業用施設	3分の2
16	その他防衛大臣が指定する施設	10分の7.5

（特定防衛施設として指定することができる防衛施設）

第13条 法第9条第1項第4号の政令で定める防衛施設は、次に掲げる防衛施設とする。

- (1) 大規模な弾薬庫
- (2) 砲撃が実施される試験場（防衛省組織令（昭和29年政令第百78号）第213条に規定する千歳試験場、

下北試験場及び岐阜試験場をいう。第15条第5号イにおいて同じ。)

(3) 飛行場その他大規模な防衛施設であって、回転翼航空機の離陸又は着陸が頻繁に実施されるもの  
(法第9条第1項第1号に掲げるものを除く。)

(4) 防衛施設(法第9条第1項第1号から第3号までに掲げるもの及び前3号に掲げるものを除く。)  
で、その面積がその所在する市町村の面積に占める割合(当該防衛施設が2以上の市町村にわたって所在  
している場合には、当該市町村ごとの割合のうち、最も高い割合)が著しく高いもの  
(特定防衛施設周辺整備調整交付金を充てることができる公用の施設の整備又は事業)

第14条 法第9条第2項の政令で定める公用の施設は、次に掲げる公用の施設(国が設置するもの及  
び国の補助を受けて設置するものを除く。)とする。

- (1) 交通施設及び通信施設
- (2) スポーツ又はレクリエーションに関する施設
- (3) 環境衛生施設
- (4) 教育文化施設
- (5) 医療施設
- (6) 社会福祉施設
- (7) 消防に関する施設
- (8) 産業の振興に寄与する施設

2 法第9条第2項の政令で定める事業は、次に掲げる事業(国が行うもの及び国がその経費の一部を負  
担し、又は補助するものを除く。)とする。

- (1) 防災に関する事業
- (2) 住民の生活の安全に関する事業
- (3) 通信に関する事業
- (4) 教育、スポーツ及び文化に関する事業
- (5) 医療に関する事業
- (6) 福祉に関する事業
- (7) 環境衛生に関する事業
- (8) 産業の振興に寄与する事業
- (9) 交通に関する事業
- (10) 良好的な景観の形成に関する事業
- (11) 前各号に掲げるもののほか、生活環境の改善又は開発の円滑な実施に寄与する事業で防衛大臣が  
定めるもの

(特定防衛施設周辺整備調整交付金の額)

第15条 法第9条第2項の規定により特定防衛施設関連市町村(以下「関連市町村」という。)に対し交  
付すべき特定防衛施設周辺整備調整交付金(以下「交付金」という。)の額は、次に掲げる事項を基礎  
として、防衛省令で定めるところにより、算定した額とする。

- (1) 法第9条第1項の規定により指定された特定防衛施設(以下「特定防衛施設」という。)の交付  
金を交付する年度(以下「交付年度」という。)の4月1日現在における面積
- (2) 当該関連市町村に係る特定防衛施設の交付年度の4月1日現在における面積(当該特定防衛施設

の周辺の区域に法第5条第1項に規定する第二種区域があるときは、当該区域の同日現在における面積を当該特定防衛施設の同日現在における面積に加えた面積）が、当該関連市町村の同日現在における面積に占める割合

(3) 関連市町村の交付年度の4月1日現在における人口及び当該人口と当該関連市町村の同日の5年前の日における人口との比率

(4) 関連市町村の交付年度の4月1日現在における人口の当該関連市町村の同日現在における面積（防衛大臣が定める防衛施設の面積を除く。）に対する割合

(5) 次に掲げる特定防衛施設別の運用の態様

ア 飛行場等（法第9条第1項第1号に掲げる防衛施設又は第13条第3号に掲げる防衛施設をいう。）又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場

航空機の種類及び交付年度の前年度の末日から起算して過去3年間の航空機の離陸、着陸、急降下又は低空における飛行の総回数を3で除して得た回数

イ 砲撃が実施される演習場又は試験場

交付年度の前年度の末日から起算して過去3年間の砲撃の総日数を3で除して得た日数並びに交付年度の前年度の末日から起算して過去3年間に当該演習場又は試験場を使用した自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第5項に規定する隊員及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の構成員の総人数を3で除して得た人数

ウ 港湾

自衛隊等が使用する係留施設が港湾法第2条第5項第3号に掲げる係留施設に占める割合並びに交付年度の前年度の末日から起算して過去3年間に係留施設を使用した自衛隊等の艦船及び舟艇の総数を3で除して得た数

(6) 特定防衛施設に配備される艦船、航空機等の著しい変更、特定防衛施設に設置される建物その他の工作物及び特定防衛施設を使用する人員の著しい増加その他特定防衛施設の周辺の地域における生活環境又は開発に影響を及ぼすと認められる特定防衛施設の運用の態様の変更

（損失補償の対象となる事業）

第16条 法第13条第1項の政令で定める事業は、海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業又は内航海運業法（昭和27年法律第151号）第2条第2項に規定する内航運送をする事業で、総トン数40トン未満の船舶により行うものとする。

（損失の原因となる自衛隊の行為）

第17条 法第13条第1項第1号及び第2号の政令で定める行為は、農業、林業又は漁業の実施を著しく困難にする行為とする。ただし、航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施に係る行為にあっては、農業又は漁業が、飛行場の進入表面若しくは転移表面の投影面と一致する区域内又は航空機による射撃若しくは爆撃の用に供する演習場の周辺で防衛大臣が定める区域内において行われる場合に限る。

第18条 法第13条第1項第3号の政令で定める行為は、防潜網その他の水中工作物の設置若しくは維持又は砲弾の破片その他の有体物の放置若しくは遺棄で、同項に規定する事業の実施を著しく困難にする行為とする。

（告示の方式）

第19条 第5条、第14条第2項第11号及び第17条ただし書の規定による防衛大臣の定め並びに法第4条、

法第5条第1項、法第6条第1項及び法第9条第1項並びに第12条の規定による防衛大臣の指定は、官報で告示する。

附 則（省略）

⑫ 特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村一覧

(令和4年1月1日現在)

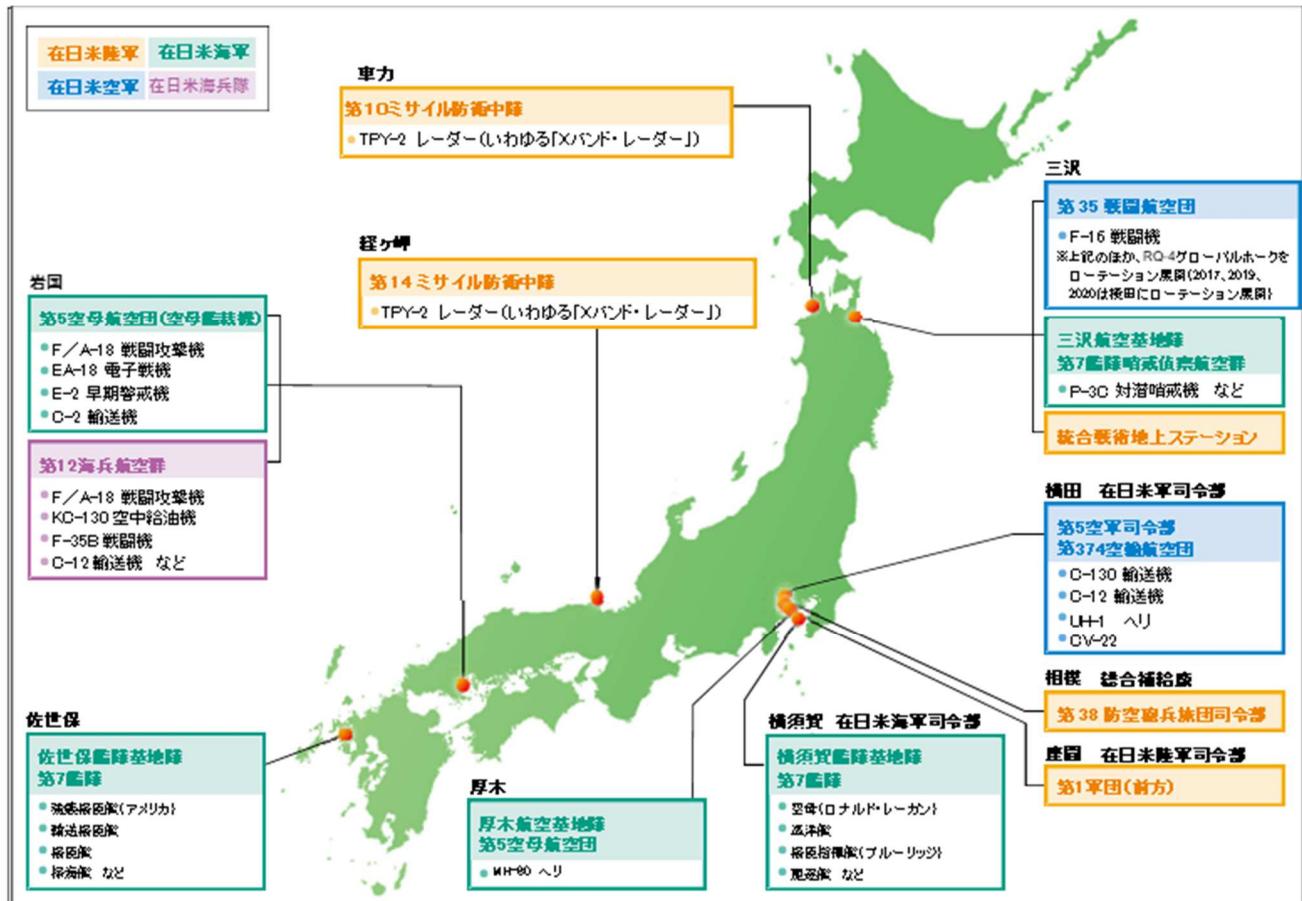
特定防衛施設（飛行場）	特定防衛施設関連市町村
千歳飛行場	北海道苫小牧市、北海道千歳市
三沢飛行場	青森県三沢市、青森県上北郡東北町
八戸飛行場	青森県八戸市
松島飛行場	宮城県石巻市、宮城県東松島市
百里飛行場	茨城県小美玉市、茨城県鉾田市、茨城県行方市
入間飛行場	埼玉県狭山市、埼玉県入間市
下総飛行場	千葉県鎌ヶ谷市、千葉県柏市
横田飛行場	東京都立川市、東京都昭島市、東京都福生市、東京都武蔵村山市、東京都羽村市、東京都西多摩郡瑞穂町
硫黄島飛行場	東京都小笠原村
厚木飛行場	神奈川県藤沢市、神奈川県大和市、神奈川県綾瀬市
小松飛行場	石川県小松市、石川県加賀市
岐阜飛行場	岐阜県各務原市
浜松飛行場	静岡県浜松市
美保飛行場	鳥取県米子市、鳥取県堺港市
岩国飛行場	山口県岩国市
築城飛行場	福岡県行橋市、福岡県京都郡みやこ町、福岡県築上郡築上町
芦屋飛行場	福岡県遠賀郡芦屋町、福岡県遠賀郡水巻町、福岡県遠賀郡岡垣町、福岡県遠賀郡遠賀町
新田原飛行場	宮崎県西都市、宮崎県児湯郡新富町
鹿屋飛行場	鹿児島県鹿屋市
嘉手納飛行場	沖縄県沖縄市、沖縄県中頭郡読谷村、沖縄県中頭郡嘉手納町、沖縄県中頭郡北谷町
特定防衛施設（演習場、射爆撃場を含む）	特定防衛施設関連市町村
上富良野演習場	北海道富良野市、北海道空知郡上富良野町、北海道空知郡中富良野町
北海道大演習場（島松着弾地・島松地区）	北海道恵庭市、北海道北広島市
然別演習場	北海道河東郡鹿追町
矢臼別演習場	北海道厚岸郡厚岸町、北海道厚岸郡浜中町、北海道野付郡別海町
岩手山中演習場	岩手県八幡平市、岩手県岩手郡滝沢市
王城寺原演習場	宮城県黒川郡大和町、宮城県黒川郡大衡村、宮城県加美郡色麻町

特定防衛施設（演習場、射爆撃場を含む）	特定防衛施設関連市町村
白河布引山演習場	福島県岩瀬郡天栄村、福島県西白河郡西郷村
相馬原演習場	群馬県高崎市、群馬県北群馬郡榛東村
関山演習場	新潟県上越市、新潟県妙高市
北富士演習場	山梨県富士吉田市、山梨県南都留郡忍野村、山梨県南都留郡山中湖村
東富士演習場	静岡県御殿場市、静岡県裾野市、静岡県駿東郡小山町
饗庭野演習場	滋賀県高島市、
日本原演習場	岡山県勝田郡奈義町、岡山県津山市
大矢野原演習場	熊本県上益城郡山都町
日出生台演習場	大分県由布市、大分県玖珠郡九重町、大分県玖珠郡玖珠町
霧島演習場	宮崎県えびの市、鹿児島県姶良郡湧水町
キャンプ・シュワブ	沖縄県名護市
キャンプ・ハンセン	沖縄県名護市、沖縄県国頭郡恩納村、沖縄県国頭郡宜野座村、沖縄県国頭郡金武町
三沢対地射爆撃場	青森県三沢市、青森県上北郡六ヶ所村
伊江島補助飛行場	沖縄県国頭郡伊江村
鳥島射爆撃場	沖縄県島尻郡久米島町
久米島射爆撃場	沖縄県島尻郡久米島町
出砂島射爆撃場	沖縄県島尻郡渡名喜村
特定防衛施設（港湾）	特定防衛施設関連市町村
大湊港に所在する防衛施設	青森県むつ市
横須賀港に所在する防衛施設	神奈川県横須賀市
舞鶴港に所在する防衛施設	京都府舞鶴市
吳港に所在する防衛施設	広島県呉市
佐世保港に所在する防衛施設	長崎県佐世保市、長崎県西海市
那覇港に所在する防衛施設	沖縄県那覇市
金武中城港に所在する防衛施設 (天願桟橋・陸軍貯油施設・沖縄基地 隊・ホワイトビーチ地区)	沖縄県うるま市、
特定防衛施設（弾薬庫）	特定防衛施設関連市町村
陸上自衛隊北海道補給処 白老弾薬支処	北海道白老郡白老町
航空自衛隊第四補給処東北支処	青森県上北郡東北町
陸上自衛隊関東補給処 吉井弾薬支処	群馬県高崎市

特定防衛施設（弾薬庫）	特定防衛施設関連市町村
陸上自衛隊関西補給処 祝園弾薬支処	京都府京田辺市、京都府相楽郡精華町
川上弾薬庫	広島県東広島市
切串弾薬庫及び秋月弾薬庫	広島県江田島市
嘉手納弾薬庫地区	沖縄県沖縄市、沖縄県うるま市、沖縄県中頭郡読谷村、沖縄県中頭郡嘉手納町、沖縄県国頭郡恩納村、
特定防衛施設（試験場）	特定防衛施設関連市町村
下北試験場	青森県下北郡東通村
特定防衛施設（ヘリ飛行場他大規模施設）	特定防衛施設関連市町村
霞ヶ浦飛行場	茨城県土浦市、茨城県稲敷郡阿見町
宇都宮飛行場	栃木県宇都宮市
相馬原飛行場	群馬県北群馬郡榛東村
木更津飛行場	千葉県木更津市
キャンプ座間	神奈川県相模原市、神奈川県座間市
相模総合補給廠	神奈川県相模原市
徳島飛行場	徳島県板野郡松茂町
目達原飛行場	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町、佐賀県三養基郡上峰町
普天間飛行場	沖縄県宜野湾市
特定防衛施設（その他）	特定防衛施設関連市町村
池子住宅地区及び海軍補助施設	神奈川県逗子市
小牧基地	愛知県春日井市、愛知県小牧市、愛知県西春日井郡豊山町
牧港補給地区	沖縄県浦添市
北部訓練場	沖縄県国頭郡国頭村、沖縄県国頭郡東村
キャンプ瑞慶覧	沖縄県中頭郡北谷町、沖縄県中頭郡北中城村

※ 関連施設：73施設、関連市町村数：120

⑬ 在日米軍配置図と組織図



(注) 在日米軍ホームページなどをもとに作成

令和3年度版防衛白書から転載

⑯ 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（抄）

平成19年5月30日号外法律第67号

（目的）

第1条 この法律は、駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることにかんがみ、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興並びに当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するための特別の措置を講じ、もって駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 駐留軍　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。
- 二 駐留軍等の再編　平成十八年五月一日にワシントンで開催された日米安全保障協議委員会において承認された駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更（当該変更が航空機（回転翼航空機を除く。）を保有する部隊の編成又は配置の変更である場合にあっては、当該航空機を搭載し、当該部隊と一緒にとして行動する艦船の部隊の編成又は配置の変更を含む。）をいう。
- 三 防衛施設　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（第九条第一項第五号において「日米地位協定」という。）第二条第一項の施設及び区域並びに自衛隊の施設（これらの設置又は設定が予定されている地域又は水域を含む。）をいう。

（基本理念等）

第3条 駐留軍等の再編の実施に当たっては、これを迅速かつ一体的に実施するために必要となる措置が適切に講ぜられ、我が国を含む国際社会の安全保障環境の変化に的確に対応し得るよう配慮されなければならない。

- 2 駐留軍等の再編の実施に当たっては、これに關係する防衛施設の周辺地域の住民の福祉の向上に寄与するための措置が適切に講ぜられ、駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなければならない。
- 3 関係行政機関の長は、駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実現のため、この法律に基づく措置その他の措置を実施するに当たっては、相互に密接な連携を図りながら協力しなければならない。

（再編関連特定防衛施設の指定）

第4条 防衛大臣は、駐留軍等の再編に当たり、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれる防衛施設であって、当該事由によるその周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮が必要と認められるものを再編関連特定防衛施設として指定することができる。

- 一 駐留軍等の再編として、駐留軍若しくは自衛隊の部隊若しくは機関の編成が変更され、又はそれらが新たに配置されること。
- 二 駐留軍等の再編として、他の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関が訓練のた

めに新たに使用すること。

2 防衛大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

3 防衛大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を官報で公示するものとする。

(再編関連特定周辺市町村の指定)

第5条 防衛大臣は、再編関連特定防衛施設の周辺地域をその区域とする市町村（政令で定める範囲内のものに限る。）について、前条第一項各号に掲げる事由による当該再編関連特定防衛施設の周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該市町村において再編関連特別事業（公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業であって、政令で定めるものをいう。次条において同じ。）を行うことが当該再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要であると認めるときは、当該市町村を再編関連特定周辺市町村として指定することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

(再編交付金)

第6条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期間に応じ、当該再編関連特定周辺市町村に対し、再編関連特別事業に係る経費に充てるため、再編交付金を交付することができる。

以下省略

## ⑯ 再編実施のための日米のロードマップ（仮訳）

平成18年5月1日

ライス国務長官

ラムズフェルド国防長官

麻生外務大臣

額賀防衛庁長官

### 概観

2005年10月29日、日米安全保障協議委員会の構成員たる閣僚は、その文書「日米同盟：未来のための変革と再編」において、在日米軍及び関連する自衛隊の再編に関する勧告を承認した。その文書において、閣僚は、それぞれの事務当局に対して、「これらの個別的かつ相互に関連する具体案を最終的に取りまとめ、具体的な実施日程を含めた計画を2006年3月までに作成するよう」指示した。この作業は完了し、この文書に反映されている。

### 再編案の最終取りまとめ

個別の再編案は統一的なパッケージとなっている。これらの再編を実施することにより、同盟関係にとって死活的に重要な在日米軍のプレゼンスが確保されることとなる。

これらの案の実施における施設整備に要する建設費その他の費用は、明示されない限り日本国政府が負担するものである。米国政府は、これらの案の実施により生ずる運用上の費用を負担する。両政府は、再編に関連する費用を、地元の負担を軽減しつつ抑止力を維持するという、2005年10月29日の日米安全保障協議委員会文書におけるコミットメントに従って負担する。

### 実施に関する主な詳細

#### 1. 沖縄における再編

##### (a) 普天間飛行場代替施設

- ・日本及び米国は、普天間飛行場代替施設を、辺野古岬とともに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、V字型に配置される2本の滑走路はそれぞれ1600メートルの長さを有し、2つの100メートルのオーバーランを有する。各滑走路の在る部分の施設の長さは、護岸を除いて1800メートルとなる。この施設は、合意された運用上の能力を確保するとともに、安全性、騒音及び環境への影響という問題に対処するものである。
- ・合意された支援施設を含めた普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ区域に設置するため、キャンプ・シュワブの施設及び隣接する水域の再編成などの必要な調整が行われる。
- ・普天間飛行場代替施設の建設は、2014年までの完成が目標とされる。
- ・普天間飛行場代替施設への移設は、同施設が完全に運用上の能力を備えた時に実施される。
- ・普天間飛行場の能力を代替することに関連する、航空自衛隊新田原基地及び築城基地の緊急時の使用のための施設整備は、実地調査実施の後、普天間飛行場の返還の前に、必要に応じて、行われる。
- ・民間施設の緊急時における使用を改善するための所要が、二国間の計画検討作業の文脈で検討され、普天間飛行場の返還を実現するために適切な措置がとられる。

- ・普天間飛行場代替施設の工法は、原則として、埋立てとなる。
- ・米国政府は、この施設から戦闘機を運用する計画を有していない。

(b) 兵力削減とグアムへの移転

- ・約8000名の第3海兵機動展開部隊の要員と、その家族約9000名は、部隊の一体性を維持するような形で2014年までに沖縄からグアムに移転する。移転する部隊は、第3海兵機動展開部隊の指揮部隊、第3海兵師団司令部、第3海兵後方群（戦務支援群から改称）司令部、第1海兵航空団司令部及び第12海兵連隊司令部を含む。
- ・対象となる部隊は、キャンプ・コートニー、キャンプ・ハンセン、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧及び牧港補給地区といった施設から移転する。
- ・沖縄に残る米海兵隊の兵力は、司令部、陸上、航空、戦闘支援及び基地支援能力といった海兵空地任務部隊の要素から構成される。
- ・第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及びインフラの整備費算定額102.7億ドルのうち、日本は、これらの兵力の移転が早期に実現されることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、これらの兵力の移転が可能となるよう、グアムにおける施設及びインフラ整備のため、28億ドルの直接的な財政支援を含め、60.9億ドル（2008米会計年度の価格）を提供する。米国は、グアムへの移転のための施設及びインフラ整備費の残りを負担する。これは、2008米会計年度の価格で算定して、財政支出31.8億ドルと道路のための約10億ドルから成る。

(c) 土地の返還及び施設の共同使用

- ・普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還及びグアムへの第3海兵機動展開部隊要員の移転に統いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となる。
- ・双方は、2007年3月までに、統合のための詳細な計画を作成する。この計画においては、以下の6つの候補施設について、全面的又は部分的な返還が検討される。
  - キャンプ桑江：全面返還。
  - キャンプ瑞慶覧：部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合。
  - 普天間飛行場：全面返還（上記の普天間飛行場代替施設の項を参照）。
  - 牧港補給地区：全面返還。
  - 那覇港湾施設：全面返還（浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む。）に移設）。
  - 陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム：全面返還。
- ・返還対象となる施設に所在する機能及び能力で、沖縄に残る部隊が必要とするすべてのものは、沖縄の中で移設される。これらの移設は、対象施設の返還前に実施される。
- ・SACO最終報告の着実な実施の重要性を強調しつつ、SACOによる移設・返還計画については、再評価が必要となる可能性がある。
- ・キャンプ・ハンセンは、陸上自衛隊の訓練に使用される。施設整備を必要としない共同使用は、2006年から可能となる。
- ・航空自衛隊は、地元への騒音の影響を考慮しつつ、米軍との共同訓練のために嘉手納飛行場を使用する。

(d) 再編案間の関係

- ・全体的なパッケージの中で、沖縄に関連する再編案は、相互に結びついている。
- ・特に、嘉手納以南の統合及び土地の返還は、第3海兵機動展開部隊要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転完了に懸かっている。
- ・沖縄からグアムへの第3海兵機動展開部隊の移転は、(1) 普天間飛行場代替施設の完成に向けた具体的な進展、(2) グアムにおける所要の施設及びインフラ整備のための日本の資金的貢献に懸かっている。

## 2. 米陸軍司令部能力の改善

- ・キャンプ座間の米陸軍司令部は、2008会計年度までに改編される。その後、陸上自衛隊中央即応集団司令部が、2012年度（以下、日本国）までにキャンプ座間に移転する。自衛隊のヘリコプターは、キャンプ座間のキャスナー・ヘリポートに入り出しができる。
- ・在日米陸軍司令部の改編に伴い、戦闘指揮訓練センターその他の支援施設が、米国の資金で相模総合補給廠内に建設される。
- ・この改編に連れて、キャンプ座間及び相模総合補給廠の効率的かつ効果的な使用のため以下の措置が実施される。
  - 相模総合補給廠の一部は、地元の再開発のため（約15ヘクタール）、また、道路及び地下を通る線路のため（約2ヘクタール）に返還される。影響を受ける住宅は相模原住宅地区に移設される。
  - 相模総合補給廠の北西部の野積場の特定の部分（約35ヘクタール）は、緊急時や訓練目的に必要である時を除き、地元の使用に供される。
  - キャンプ座間のチャペル・ヒル住宅地区の一部（1.1ヘクタール）は、影響を受ける住宅のキャンプ座間内での移設後に、日本国政府に返還される。チャペル・ヒル住宅地区における、あり得べき追加的な土地返還に関する更なる協議は、適切に行われる。

## 3. 横田飛行場及び空域

- ・航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊は、2010年度に横田飛行場に移転する。施設の使用に関する共同の全体計画は、施設及びインフラの所要を確保するよう作成される。
- ・横田飛行場の共同統合運用調整所は、防空及びミサイル防衛に関する調整を併置して行う機能を含む。日本国政府及び米国政府は、自らが必要とする装備やシステムにつきそれぞれ資金負担するとともに、双方は、共用する装備やシステムの適切な資金負担について調整する。
- ・軍事運用上の所要を満たしつつ、横田空域における民間航空機の航行を円滑化するため、以下の措置が追求される。
  - 民間航空の事業者に対して、横田空域を通過するための既存の手続について情報提供するプログラムを2006年度に立ち上げる。
  - 横田空域の一部について、2008年9月までに管制業務を日本に返還する。返還される空域は、

2006年10月までに特定される。

○横田空域の一部について、軍事上の目的に必要でないときに管制業務の責任を一時的に日本国  
の当局に移管するための手続を2006年度に作成する。

○日本における空域の使用に関する、民間及び（日本及び米国の）軍事上の所要の将来の在り方  
を満たすような、関連空域の再編成や航空管制手続の変更のための選択肢を包括的に検討する  
一環として、横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件を検討する。この検討は、嘉手納レ  
ーダー進入管制業務の移管の経験から得られる教訓や、在日米軍と日本の管制官の併置の経験  
から得られる教訓を考慮する。この検討は2009年度に完了する。

- ・日本国政府及び米国政府は、横田飛行場のあり得べき軍民共同使用の具体的な条件や態様に関する検  
討を実施し、開始から12か月以内に終了する。
- ・この検討は、共同使用が横田飛行場の軍事上の運用や安全及び軍事運用上の能力を損なってはならな  
いとの共通の理解の下で行われる。
- ・両政府は、この検討の結果に基づき協議し、その上で軍民共同使用に関する適切な決定を行う。

#### 4. 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐

- ・第5空母航空団の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐は、F/A-18、EA-6B、E-2C及びC-2航空機から構成  
され、(1) 必要な施設が完成し、(2) 訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域の調整が行われた後、  
2014年までに完了する。
- ・厚木飛行場から行われる継続的な米軍の運用の所要を考慮しつつ、厚木飛行場において、海上自衛隊  
EP-3、OP-3、UP-3飛行隊等の岩国飛行場からの移駐を受け入れるための必要な施設が整備される。
- ・KC-130飛行隊は、司令部、整備支援施設及び家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とする。航空  
機は、訓練及び運用のため、海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開する。  
KC-130航空機の展開を支援するため、鹿屋基地において必要な施設が整備される。
- ・海兵隊CH-53Dヘリは、第3海兵機動展開部隊の要員が沖縄からグアムに移転する際に、岩国飛行場から  
グアムに移転する。
- ・訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域は、米軍、自衛隊及び民間航空機（隣接する空域内のものを  
含む）の訓練及び運用上の所要を安全に満たすよう、合同委員会を通じて、調整される。
- ・恒常的な空母艦載機離発着訓練施設について検討を行うための二国間の枠組みが設けられ、恒常的な  
施設を2009年7月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目標とする。

- ・将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場に設けられる。

## 5. ミサイル防衛

- ・双方が追加的な能力を展開し、それぞれの弾道ミサイル防衛能力を向上させることに応じて、緊密な連携が継続される。
- ・新たな米軍のXバンド・レーダー・システムの最適な展開地として航空自衛隊車力分屯基地が選定された。レーダーが運用可能となる2006年夏までに、必要な措置や米側の資金負担による施設改修が行われる。
- ・米国政府は、Xバンド・レーダーのデータを日本国政府と共有する。
- ・米軍のパトリオットPAC-3能力が、日本における既存の米軍施設・区域に展開され、可能な限り早い時期に運用可能となる。

## 6. 訓練移転

- ・双方は、2007年度からの共同訓練に関する年間計画を作成する。必要に応じて、2006年度における補足的な計画が作成され得る。
- ・当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場及び岩国飛行場の3つの米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設から行われる移転訓練に参加する。双方は、将来の共同訓練・演習のための自衛隊施設の使用拡大に向けて取り組む。
- ・日本国政府は、実地調査を行った上で、必要に応じて、自衛隊施設における訓練移転のためのインフラを改善する。
- ・移転される訓練については、施設や訓練の所要を考慮して、在日米軍が現在得ることのできる訓練の質を低下させることはない。
- ・一般に、共同訓練は、1回につき1～5機の航空機が1～7日間参加するものから始め、いずれ、6～12機の航空機が8～14日間参加するものへと発展させる。
- ・共同使用の条件が合同委員会合意で定められている自衛隊施設については、共同訓練の回数に関する制限を撤廃する。各自衛隊施設の共同使用の合計日数及び1回の訓練の期間に関する制限は維持される。
- ・日本国政府及び米国政府は、即応性の維持が優先されることに留意しつつ、共同訓練の費用を適切に分担する。

## ⑯ CV-22オスプレイの横田飛行場への配備について

平成 30 年 5 月 31 日

北関東防衛局

### CV-22 の配備について

#### 【背景、意義】

- CV-22 は我が国有事を始めとして各種事態が発生した場合に、米各軍の特殊作戦部隊を輸送することを主たる任務としています。
- また、我が国において、首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模災害が発生した場合にも、迅速かつ広範囲にわたって、捜索救難などの人道支援・災害救援活動を行うことが可能となります。
- CV-22 の配備先については、米側から CV-22 の任務や役割を踏まえた上で、
  - ・ 運用や訓練上のニーズ
  - ・ 機体整備のための施設が活用できること
  - ・ 10 機の CV-22 及びその要因を受け入れるためのスペースを有していることなど、様々な点を総合的に勘案した結果、横田飛行場を選定したとの説明を受けています。
- 我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、高い性能を有する CV-22 が我が国に配備されることは、米国のアジア太平洋地域へのコミットメント及び即応態勢整備の観点から、日米同盟の抑止力・対処力を向上させ、日本の防衛及びアジア太平洋地域の安定に資すると考えています。
- なお、米側から、今回横田飛行場に配備される 5 機の機体は、フロリダ州ハルバート・フィールド空軍基地に所在していたものとの説明を受けています。

#### 【昨年 3 月に公表された配備の延期の理由との整合性】

- CV-22 の横田飛行場への配備については、当初 2017 (平成 29) 年後半から配備される予定でしたが、昨年 3 月に配備を 2020 米会計年度 (平成 31 年 10 月～平成 32 年 9 月) に延期されることが公表されていました。
- この配備延期の理由について米側からは、
  - ・ 必要な機体数の確保に当初の想定よりも時間を要することが判明したこと
  - ・ パイロット及び整備士の訓練に当初の想定よりも時間を要することが判明したこと、及び
  - ・ 米空軍の他の運用との兼ね合いと説明を受けていました。
- 4 月 3 日、在日米軍は、このスケジュールをさらに変更することを公表し、今年の夏頃から配備が行われる予定となりましたが、今般の配備について米側は、太平洋地域における安全保障上の懸念に対応するためとした上で、太平洋地域にアセットをシフトするという大統領の戦略を支援するものであり、日本の防衛に重要な役割を果たすものと説明しています。
- さらに、他の地域における CV-22 の所要が低下したことにより、より効率的に戦力を再配置することが可能となり、機体の確保及びクルーの訓練・養成の機会を増加させることができたと説明しています。

## 【スケジュール】

- 米側からは、5機のC V-2 2 の配備開始の時期については今年の夏頃、残り5機の配備については今後数年間で実施するとの説明を受けていますが、今後、米側からさらに詳細な情報が得られた場合は、御説明する考えです。

## 【人員体制】

- 米側からは、計10機のC V-2 2 の配備に伴い約450名の人員が配備されるとの説明を受けていますが、今後、米側からさらに詳細な情報が得られた場合には、御説明する考えです。

## 【施設整備】

- 横田飛行場における施設整備については、米側から既存の施設の改修等を中心とする第1段階の整備は、2017（平成29）年9月までに完了している旨説明を受けています。
- また、2016米会計年度から2020米会計年度までの間で実施する予定の第2段階の施設整備については、2018（平成30）年10月から2021（平成33）年9月までの間に完了するとの説明を受けており、今後、米側からさらに詳細な情報が得られた場合には、御説明する考えです。

## C V-2 2 の運用について

### 【訓練内容】

- 横田飛行場周辺におけるC V-2 2 の訓練については、米側から離着陸訓練、人員降下訓練、物資投下訓練、編隊飛行訓練及び夜間飛行訓練を行う旨の説明を受けています。
- 今後、米側からさらに詳細な情報が得られた場合には、御説明する考えです。

### 【飛行経路】

- 米側からは、横田飛行場においては既存の飛行経路を飛行する旨の説明を受けています。

### 【飛行運用】

- 米側は、C V-2 2 の日本国内における飛行運用に際しては、地元の皆様に十分に配慮し、最大限の安全対策を探るとしており、また、既に配備されているMV-2 2 に関する日米合同委員会合意（2012（平成24）年9月）の内容を含め、既存の全ての日米間の合意を遵守する旨、明言しています。
- 当該日米合同委員会合意では、運用上必要な場合を除き、通常、米軍の施設及び区域内においてのみ垂直離着陸モードで飛行し、転換モードで飛行する時間をできる限り限定することとなっています。
- また、当該日米合同委員会合意では、周辺のコミュニティに及ぼす飛行運用による影響が最小限になるよう、米軍施設及び区域の上空及び周辺における飛行経路を設定し、この目的のために、MV-2 2 を飛行運用する際の進入及び出発経路は、できる限り学校や病院を含む人口密集地域上空を避けるよう設定されることとなっています。

## 安全の確保と生活環境への配慮について

### 【C V-2 2 の安全性】

- 米空軍のC V-2 2 は、米海兵隊のMV-2 2 と機体構造や推進システムは同一であり、その機体の安全性はMV-2 2 と同等であると考えています。
- MV-2 2 は、2005（平成17）年に米側がその安全性・信頼性を確認した上で量産が開始され、我が国政府としても、2012（平成24）年、MV-2 2 の普天間飛行場への配備に先立ち、分析評価チームを設置するなどし、独自に安全性を確認しました。これに加え、2014（平成26）年、我が国政府もオス

プレイを導入することを決定しましたが、その検討過程において、改めて、各種技術情報を収集・分析し、安全な機体であることを再確認しています。

●沖縄やオーストラリア等においてMV-22の事故が起きていますが、これまで米側は、事故について機体構造上の問題はないとしており、事故後も所要の再発防止策を講じていると承知しています。我が国政府としては、米側に対し飛行安全の確保について必要な申入れを行ってきているところです。

#### 【日米合同委員会合意の遵守】

●米側は、CV-22の日本国内における飛行運用に際しては、地元の皆様に十分に配慮し、最大限の安全対策を探るとしており、MV-22に関する日米合同委員会合意（2012（平成24）年9月）の内容を含め、既存の全ての日米間の合意を遵守する旨、明言しています。

●本年4月20日に米本国において開催された日米防衛大臣会談においては、小野寺大臣から、本年横田飛行場に配備されるCV-22や沖縄の米軍機を含め、引き続き米軍の安全な運用の確保を要請し、マティス長官から、安全な運用の確保は重要である旨の認識が示され、地元の理解を得る取組について協力していくことで一致したところです。

#### 【騒音】

●米側からは、CV-22の騒音については、現在、横田飛行場に配備されている航空機と比較すると、C-12の騒音よりは大きいものの、多数を占めるC-130やUH-1の騒音とほぼ同程度であることから、同飛行場周辺における騒音に著しい影響はない旨説明を受けています。

#### その他

#### 【情報提供】

●横田飛行場周辺の住民の皆様が有する懸念や不安に対応するため、訓練等の情報について、米側から情報が得られた場合などには、速やかに御説明する考えです。

#### 【騒音等への対応】

●米側に対し、従来から、日米合同委員会で合意している騒音規制措置の遵守や、休日や地元の重要な行事に配慮するよう申し入れを行うとともに、住宅の防音工事を実施することにより、環境基準が達成された場合と同等の屋内環境を保持するなどの措置を講じているところです。

●防衛省としては、米側に対し、引き続き、安全面に最大限の配慮を求めるとともに、地元の皆様に与える影響を最小限にとどめるよう求めていくなど適切に対応していく考えです。



基 地 と あ き し ま

令和4年4月発行

編 集 発 行

昭島市 企画部 基地・渉外担当

東京都昭島市田中町一丁目17番1号

電話 042-544-5111 内線2391、2392